

令和7年第1回山北町議会定例会の経過（3月5日）

- 議 長 皆様、おはようございます。
- ただいまから本日の会議を開きます。（午前9時00分）
- 議事日程はお手元に配付したとおりであります。
- 日程第1に入る前に、町長から令和7年度の施政方針並びに当初予算についての概要を述べさせてほしいとの申出がありましたので、これを許可いたします。
- 町長、施政方針の演説どうぞ。
- 町 長 それでは、1ページをお開きください。
- 令和7年度施政方針について。
- 本日、令和7年度の予算案をはじめとする各議案の御審議をお願いするに当たり、町政運営に向けての私の所信の一端と、主要な施策の概要について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。
- 初めに、歳月が流れるのは早いもので、中日本高速道路が工事の難航を理由に、新東名高速道路の開通時期を当初予定されていた令和5年度から令和9年度に延期することを発表してから2年が経過いたしました。この間、全線開通に向けて着々と工事が進められておりますが、その中でも、清水地区の河内川の上に架かる日本最大級のバランスドアーチ橋である河内川橋（仮称）の工事の様子を拝見しますと、東京、静岡方面からそれぞれ建設が進められてきた橋のアーチ部分の接続が目前に迫っております。
- また、町と中日本高速道路では、町制70周年を記念して「河内川橋（仮称）」の名称を募集しておりますが、（仮称）山北スマートインターチェンジの象徴とも言えるこの橋にふさわしい名称が決定し、町の新たなランドマークとなることを期待しているところであります。
- さらに、本町といたしましては、（仮称）山北スマートインターチェンジ周辺土地利用構想における土地利用展開イメージの実現に向けて、引き続き、県や中日本高速道路と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。
- さて、昨年を振り返りますと、元日に震度7を観測した能登半島地震の発

生をはじめ、8月8日に発生した日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震に伴う南海トラフ地震臨時情報の発表、さらには、気候変動の影響とされる夏場の豪雨や記録的な猛暑など、自然災害の対応について考え直す1年であったと感じております。

一方、明るい話題といたしましては、7月から9月にかけてフランスの首都パリを中心にパリオリンピック・パラリンピックが開催されました。無観客で開催された前回の東京大会にはなかった熱い声援と歓声が競技会場にあふれる中、オリンピックにおいて日本選手団は、海外大会では過去最多となる計45個のメダルを獲得いたしました。

特に、東京大会で新競技に採用されたスケートボードで初代金メダリストとなった堀米雄斗選手が、最終滑走で大技を決めて2連覇を達成するなど、最後まで諦めずに挑戦し、最高のパフォーマンスを発揮された姿は、我々に勇気と感動を与えてくれました。

また、本町におきましては、4月には県西地域では初となる「ぐみの木スケートパーク」が開園し、町内外から多くの方に御利用いただいております。さらには、建設工事が進められてきた「山北町立生涯スポーツセンター」は、完成まであと僅かとなり、本年4月26日に待望のオープンを迎えます。「でごにいスポーツハウス」を愛称とするこの施設が、本町の生涯スポーツ振興の中心的な施設として、幅広い世代に生涯にわたって利用していただけることを期待しているところであります。

さて、国政におきましては、昨年10月に第1次石破内閣が発足し、その僅か8日後に衆議院を解散、衆議院総選挙を経て、11月に第2次石破内閣が30年ぶりの少数与党という形でスタートいたしました。

石破総理は1月の施政方針において、目指す国家像として、全ての人の安心と安全を感じ、多様な価値観を持つ一人一人がお互いに尊重し合い、自己実現を図る「楽しい日本」を掲げ、成長型経済を実現するとともに、人財尊重を基軸として、バランスの取れた国づくりを進める決意を示しました。

そして、「楽しい日本」の実現に向けて、地方創生を政策の核心に位置づけ、「令和の日本列島改造」として日本全体の活力を取り戻すべく、「若者や女性にも選ばれる地方」「産学官の地方移転と創生」「地方イノベーション

ン創生構想」「新時代のインフラ整備」「広域リージョン連携」の五つの柱を打ち出し、若者や女性が地方に魅力を感じ働きやすい環境の整備や、男女の賃金格差の是正、政府機関や企業の本社機能の地方移転、AIの活用を含めた地方でのイノベーションの創造、脱炭素化やデジタル化の推進、都道府県域を越えた広域連携の推進などに取り組む方針を示しました。

また、経済や社会の動向に目を向けますと、本年2月の内閣府の月例経済報告において、我が国の景気は雇用・所得環境が改善し、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されると示されておりますが、一方で、国際情勢や円安の影響などにより、依然として電力・ガス・灯油などのエネルギーや食料品等の物価高騰が続いており、我々の生活に大きな影響を及ぼしています。

さらに、本年はいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上になり、国民の5人に1人が後期高齢者となる年でもあり、人口減少・少子高齢化という構造的な課題はより一層厳しい局面を迎えることになります。

このような社会経済情勢や国と県の動向に注視し、本町といたしましては、関係する施策や事業について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、私が4期目の町政を担わせていただいてから2年と8か月が過ぎ、任期の中盤へと突入してまいりましたが、昨年スタートした「山北町第6次総合計画」が目指す町の将来像「みんなでつくる ころ豊かに暮らせるまち やまきた」の実現に向けては、施策や事業の評価検証を行い、組織全体で進捗状況や課題などを共有し、取組を推進していくことが重要であると考えております。

そして、劇的に変化する時代の流れを捉えつつ、本町のさらなる発展のため、一つ一つの課題に真正面から向き合い、誠心誠意、町政運営に取り組んでまいります。

町政運営の基本姿勢。

令和7年度の町政運営につきましては、「山北町第6次総合計画」の2年目として、町の将来像である「みんなでつくる ころ豊かに暮らせるまち やまきた」の実現に向けた取組を推進するとともに、特に子ども・子育て支

援に関する新規・拡充事業について優先して取り組むことを基本姿勢といたします。

初めに、子育て支援事業についてですが、出産祝い金については、これまでの世帯の子どもの人数に応じた段階的支給から、世帯の子どもの人数に関係なく、出産した子ども1人につき一律20万円を支給し、出産に係る経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、子育てに関する相談や子育て世代の交流の場となっている子育て支援センターについて、利用者の利便性を図るため、開所日を月曜日から土曜日の週6日間に拡大いたします。

紙おむつ等育児用品支給事業につきましては、従来の支給月額2,640円から8,000円に増額するとともに、支給期間を従来の18か月分から24か月分に延長し、子育て世代へ経済的支援を図ってまいります。

なお、紙おむつ以外の育児用品も支給対象とすることで、利用者の利便性の向上を図ります。

住まいづくり応援制度事業につきましては、本町への定住促進を図るため、転入や転居により、戸建て住宅を取得した方への従来の新築祝い金を拡大し、子ども加算を加えた「住宅取得助成金」を交付いたします。

また、結婚新生活の経済的負担の軽減を図る「結婚新生活事業」につきましては、新たに町独自の施策として、パートナーシップを宣誓された方も対象とするとともに、所得制限を撤廃し、新居の購入費、家賃、引っ越し等に関わる費用等の支援を行ってまいります。

さらに、空き家バンクに登録されている空き家を活用するための修繕や家財等の処分に必要な経費を助成する空き家活用助成金、自己の居住する住宅を取得する際に住宅資金の融資を受けた場合の支払利子の一部補助について、引き続き実施してまいります。

都市公園等維持管理事業につきましては、子育て世代の負担軽減及び公園利用者の利便性の向上を図るため、ぐみの木近隣公園内トイレにベビーキープを設置するとともに、向原街区公園内女子トイレの洋式化を実施いたします。

放課後児童クラブ運営事業につきましては、保護者が就労等で昼間家庭に

いない児童を対象に、川村小学校の余裕教室を活用して、児童福祉法に基づく学童保育を実施し、放課後の居場所づくりと健全育成を図ります。

なお、本年度から保護者の経済的負担を軽減するため、世帯内の2人目以降の児童に対する利用料の減免措置を実施いたします。

児童生徒援助事業につきましては、遠距離通学の児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、清水・三保地区に加え、新たに共和福祉バスのバス停まで2キロ以上の要件を満たす共和地区の方を対象に通学補助金を交付いたします。

学校施設長寿命化事業につきましては、川村小学校校舎の老朽化に伴い、B棟長寿命化改修工事を実施するとともに、令和8年度に実施を予定しているA棟長寿命化改修工事の実施設計を行います。

会計管理事業につきましては、「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用し、役場本庁舎の会計課出納窓口セルフ収納機を導入し、町民の利便性の向上と業務の効率化を図ってまいります。

固定資産等評価事業につきましては、固定資産を評価するためのGISシステムをクラウド化し、あわせて登記情報や公図のデジタル化を推進いたします。

ごみ減量再資源化事業につきましては、家庭ごみ排出総量の削減を目指し、試験的に剪定枝等の回収・再資源化を実施し、効果検証を行ってまいります。

足柄茶振興事業につきましては、栽培が始まり100周年を迎える足柄茶のさらなる振興を図るため、記念事業に助成いたします。

また、記念事業新規開発商品を町内関係機関で配布し、足柄茶のさらなるPRを図ってまいります。

林業促進事業につきましては、森林環境譲与税を活用し、間伐や路網整備等を支援する森林整備事業や、森林ボランティアを支援する人材育成事業を実施いたします。

また、町産材を利用した木製家具やおもちゃ等の製作・設置や、園児・児童を対象とした森林体験学習等の普及啓発事業を推進いたします。

観光マスタープラン策定事業につきましては、令和9年度の（仮称）山北スマートインターチェンジの開通を見据え、本町が有する豊富な観光資源を

生かした魅力ある観光振興を図るため、令和7年度と令和8年度の2か年で「山北町観光マスタープラン」を策定してまいります。

道路新設改良事業につきましては、町民と密接な関わりを持つ生活道路として、町道原耕地14号線及び町道水上5号線を整備いたします。

また、町道越地宿線の道路拡幅工事に伴い、用地の取得を行います。

さらに、緊急自然災害防止対策として、町道谷ヶ小山線沿いののり面の防災工事を実施いたします。

防災設備等維持管理事業につきましては、避難所の生活環境の向上を図るため、ラップポントイレやコードレススタンドライトを配備し、避難所備品の充実を図ります。

体育施設維持管理事業につきましては、令和6年度に町産木材を活用し建設した「山北町立生涯スポーツセンター」が令和7年4月26日からオープンいたします。

「でごにスポーツハウス」を愛称とするこの施設が、生涯スポーツ振興の中心的な拠点として、町民をはじめ多くの方々に利用していただくとともに、子どもから高齢者まで幅広い世代に利用される施設となるよう管理運営してまいります。

主要な施策。

続きまして、これまで御説明した以外の令和7年度の主要な施策について、六つの分野別に述べさせていただきます。

初めに、1点目として、「健康福祉分野」であります。

まず、健康福祉センター管理事業についてですが、「さくらの湯」については、施設の老朽化や昨今の物価高騰等の影響を踏まえ、施設運営のさらなる効率化に努めるとともに、利用者に対するサービスの向上を図ります。

健康づくり事業につきましては、町民の健康づくりや健康的な生活習慣の定着を促すため、「健康づくりポイント事業」を実施し、付与するポイントに応じて町ごみ袋などに交換するなど、気軽に健康づくりに取り組めるよう推進いたします。

また、健康づくりやフレイル予防を目的として、ニーズの高い水中運動教室やポールウォーキング教室を年間を通じて開催いたします。

健康診査、相談等事業につきましては、年齢に応じた健康診査や各種がん検診を推進いたします。特に30歳から39歳を対象とした「さくら健診」では、生活習慣病を含めた疾病予防を目指すとともに、胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・乳がん・子宮頸がんの「がん検診」では、男性は40歳から70歳、女性は20歳から70歳の該当者全員に受診勧奨の通知を行い、受診率の向上を図ります。

また、健康寿命延伸を目的とした「フレイル予防事業」については、フレイルの認知度や関心を高めるため、測定会の実施やフレイルサポーターの養成に取り組むとともに、健康づくりアプリ「みんチャレ」を活用して、デジタル・デバイドの解消やフレイル予防を推進いたします。

母子保健事業につきましては、子育て世代の不安解消や経済的な負担軽減を図るため、引き続き新生児の聴覚検査に係る費用を全額助成するとともに、保険適用外の不妊治療に要する費用の一部を助成いたします。

また、子ども・子育て支援法に基づき、妊婦のための支援給付として、妊娠時に5万円、その後、妊娠している子ども1人につき5万円を給付し、出産に係る不安の解消や経済的支援を図ってまいります。

さらに、妊産婦の健康管理や精神的ケアの充実を図るため、妊婦及び産婦の健康診査費用を補助いたします。

そして、心身ともに不安定になりやすい出産後の1年間において、助産師による保健指導を行い、心身のケアや育児のサポートなどにより、産後も安心して子育てができる「産後ケア」を充実してまいります。

山北診療所管理運営事業につきましては、管理運営を指定管理者制度により委託し、指定管理者へ適切な運営支援を行うことで、地域医療の維持を図ります。

予防接種事業につきましては、町民の感染症予防を目的として、定められた対象者に対し、各種ワクチンの接種費用を助成いたします。

また、高齢者を対象とした带状疱疹ワクチンは、本年度より定期接種化されるため、足柄上地区1市5町及び足柄上医師会と連携して実施してまいります。

救急、災害時医療体制等の充実につきましては、公共施設へのAED設置

を拡充するため、新たに山北町立生涯スポーツセンターにAEDを設置いたします。

なお、耐用年数を超えた機器の更新を計画的に進めるとともに、民間施設と協力し24時間365日利用できる体制を整備いたします。

国民健康保険事業につきましては、国保財政の安定化に向けて、令和6年度から段階的に見直しを進めている国民健康保険税率を本年度においても改定いたします。

また、コンビニエンスストアでの納付やQRコード決済等について広く周知し、収納率の向上を図ります。

さらに、特定健康診査の未受診者に受診勧奨し受診率を向上させ、結果により抽出された方へ健康教育や生活習慣の改善を提案する保健指導を行うことで、生活習慣病の重症化を予防し、町民の健康増進と医療費の適正化を進めていきます。

後期高齢者医療制度運営事業につきましては、国民健康保険データベース「KDB」から提供されるデータを活用し、健康課題の分析や対象者の把握を行い、事業の企画から調整、評価を行うことで、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に推進いたします。

また、適正な事業遂行のため、新規加入者への口座振替の勧奨や、特別徴収平準化等により保険料の収納率向上を図ります。

小児医療費助成事業につきましては、子育て世代への経済的負担の軽減を図るため、所得制限を設けずに0歳から高校卒業までの子どもを対象とした医療費の無償化を引き続き実施いたします。

子育て支援事業につきましては、地域の相互援助活動を支援するファミリーサポート事業を継続的に実施することで、地域で子育てしやすい環境を整備いたします。

また、足柄上郡5町の広域連携による病児保育事業を継続して実施し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

子育て相談事業につきましては、乳幼児から就学前までの子どもや保護者を対象に、交流や情報交換の場を設けるため、「キッズフェスティバル」を開催いたします。

要保護児童等への支援体制の強化につきましては、児童相談所等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、児童虐待ケースの情報共有と早期対応を図ります。

また、令和6年度に設置したこども家庭センターを中心に関係機関と連携し、支援が必要な子どもの早期発見に努め、児童虐待の防止に取り組むなど、支援体制を強化いたします。

高齢者等の生活支援事業につきましては、独居高齢者や高齢者夫婦世帯が増加する中、地域で安心して暮らし続けられる生活を支援するため、地域における高齢者の福祉サービスとして、緊急通報サービスや外出支援サービスを実施いたします。

福祉タクシー運行事業につきましては、共和・清水・三保地区などの70歳以上の方を対象に、タクシーや路線バスに利用できる助成券を交付するとともに、山北・岸・向原地区などの70歳以上の方を対象に、町内循環バスの回数券を交付することで、高齢者の移動手段の確保に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスの充実や介護予防の推進、健康で生きがいのある生活支援や包括的な支援体制づくりの推進に取り組んでまいります。

また、介護予防教室を継続的に開催することで、高齢者が認知症や要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を続けることができるよう、事業の充実を図ります。

さらに、地域包括ケアシステムの中核機関であります地域包括支援センターとの連携を強化し、近年の複雑化、多様化する課題に対応してまいります。

障害者自立支援給付事業につきましては、障害者総合支援法に基づくサービスの提供により、障がいのある方の生活支援を行うとともに、補装具や自立支援医療費の給付による経済的な負担軽減や、就労支援及び相談体制を強化し、地域における自立生活及び社会参加を支援いたします。

次に、2点目として、「教育文化分野」であります。

まず、教育委員会運営事業についてですが、次代を担う子どもの教育・保育や、青少年の健全育成のため、教育委員会の円滑な運営を推進いたします。

また、町長と教育委員会で構成する総合教育会議では、「第3次教育大綱」に基づき、町と教育委員会が相互に連携を図りながら地域の実情に応じた教育行政を推進いたします。

認定こども園・保育園・幼稚園運営事業につきましては、災害時に備え、町内の全園に防災倉庫を設置するとともに、園児の安全を確保するため、防災用品を備蓄いたします。

また、園児の給食の安定的な提供のため、引き続き民間事業者への給食調理業務委託による完全給食を実施するとともに、町内利用者の無償化を実施いたします。

教育振興事業につきましては、小・中学校の児童・生徒の英語に対する学習意欲を高め、英語力の向上を図るなどを目的として、英語検定料に対する助成金を継続して交付し、積極的な英語検定の受験を促してまいります。

また、「休日の部活動の地域連携・地域移行」については、国から示されているガイドラインに基づき、持続可能な活動環境の整備に向けて、民間事業者に運営業務を委託し、休日の部活動の段階的な地域移行を推進してまいります。

そして、ICT教育を推進するため、引き続き小・中学校にICT支援員を配置し、授業への活用方法や機器等の操作支援を教職員に対し実施するとともに、1人1台パソコンの活用が進む中、課題になっているネットワーク環境の改善策について検討してまいります。

コミュニティ・スクール運営事業につきましては、学校運営協議会を設置し、園児・児童・生徒・保護者及び地域住民の園・学校運営への参画促進や連携強化を図ることにより相互の信頼関係を深め、一体となって園・学校運営の改善や園児・児童・生徒の健全育成に取り組んでまいります。

児童生徒援助事業につきましては、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、引き続き就学奨励費を交付いたします。

また、支援が必要な児童・生徒が在籍する学校や園に教育支援員を配置するとともに、教員の資質向上を図るため、教育専任指導員を配置することで、教育活動を推進いたします。

給食事業といたしましては、小・中学校の児童・生徒に安全・安心な給食

を安定的に供給するため、継続して給食調理業務を民間事業者へ委託するとともに、物価高騰に伴う保護者の経済的な負担軽減を図るため、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して、学校給食費の全額補助を行います。

スクールバス運行事業につきましては、幼稚園や小・中学校の統合に伴い運行を開始した、スクールバスの安全な運行管理を継続して実施いたします。

また、岸幼稚園及びやまきたこども園教育認定の送迎対象を清水地区園児まで拡大し、子育て支援の充実を図ってまいります。

地域協働学習推進事業につきましては、県立山北高等学校が取り組む「地域協働学習」の研究成果を地域住民へ報告、共有することを通じて、山北高等学校と地域との協働を推進いたします。

また、地域課題の解決に向けた探求活動等に要する経費に対して助成金を交付するなど、山北高等学校を支援してまいります。

教育特区推進事業につきましては、教育特区により認可された鹿島山北高等学校の運営等の指導、助言を行うため、引き続き私学審議会の円滑な運営を推進いたします。

生涯学習センター活動推進事業につきましては、地域住民の文化芸術活動の支援として、各種団体の活動拠点づくりや町民文化祭・生涯学習センターフェスティバルを開催いたします。

また、優れた芸術鑑賞の機会の提供として、定期的に寄席やコンサートなどを開催し、生涯学習活動の充実を図ってまいります。

図書室運営事業につきましては、図書室資料の充実をはじめ、WEB予約や蔵書検索機能、図書館相互貸借を活用した利便性の向上に努めてまいります。

また、園・学校などと連携を図り、電子図書館を通じて青少年の読書活動を推進いたします。

社会教育推進事業につきましては、令和6年度に社会教育委員会議から受けた「民俗文化財の保護・継承」についての答申に基づき、郷土の誇るべき貴重な民俗文化財を後世へ継承できるよう、課題への対応策や町民に理解や関心を深めていただく方策など、今後の在り方について検討いたします。

また、ユネスコ無形文化遺産に登録された「山北のお峰入り」をはじめとした民俗文化財の保存や活用を図るため、各保存会の横断的な協議会の新設や取組内容について検討いたします。

文化財保護事業につきましては、河村城跡史跡整備として、堀切に架かる土橋の壁面に陶板タイルを設置し、河村城まつりにおいて完成披露を行うことで、河村城址歴史公園の魅力を町内外に広く情報発信してまいります。

パートナーシップ宣誓制度事業につきましては、「山北町パートナーシップ宣誓制度」に基づき、多様性を認め合い、誰もがその人らしく暮らすことができる人権のまちづくりを目指します。

また、足柄上地区1市5町で締結している「相互利用に関する協定」に基づき、宣誓者の負担軽減を図っておりますが、本年度から協定の枠組みを県西地域2市8町に拡大いたします。

次に、3点目として、「生活環境分野」であります。

初めに、消防団活動事業については、非常備消防団の消防力を維持増強させるため、消防団の資質向上に努め、円滑な運営を維持するとともに、消防団員の確保に努めてまいります。

防災訓練事業につきましては、本年度は共和地区をメイン会場とした地域に即した総合防災訓練を実施するとともに、自主防災組織の活性化と地域住民の防災意識を高めるため、各地域における防災訓練を支援いたします。

環境推進事業につきましては、本年度からを計画期間とする「第3次山北町環境基本計画」の運用に当たり、脱炭素やごみの削減など、より具体的な実行計画を策定するとともに、計画した取組の進捗管理を行います。

足柄上地区ごみ処理広域化事業につきましては、足柄上地区1市5町の連携により、新可燃ごみ処理施設の広域化に係る具体的な課題及び足柄西部清掃組合の今後につきましても検討を行います。

美化推進事業につきましては、環境美化を推進するため、クリーンキャンペーンを継続して行うとともに、神奈川県警察等と連携を図りながら不法投棄防止パトロールを実施いたします。

野生動物等保護管理事業につきましては、生息域が拡大しているヤマビルに対して、引き続き自治会に駆除剤を配付するとともに、大井町や松田町と

共同設置した「あしがら地域ヤマビル対策推進協議会」において、予防対策等を実施いたします。

また、松田町と共同設置した「ツキノワグマ等対策協議会」において、ツキノワグマの目撃情報の共有や対策事業を実施いたします。

東山北駅周辺魅力づくり推進事業につきましては、水上地区では地区全体の土地利用計画を推進するため、基本構想を取りまとめるとともに、民間事業者からの提案を踏まえた官民連携事業の整備方法も視野に入れた向原保育園の移転や道路整備と併せて、引き続き水上地区土地利用研究会と意見交換を行いながら事業を推進いたします。

また、尾先地区では、町道茱萸ノ木松原先線の新設工事の進捗に併せて、接続道路の必要性等も含め、尾先地区土地利用研究会と連携を図りながら、引き続き意見交換を行います。

放置空家対策事業につきましては、法律や不動産等の専門家で構成する空家等対策協議会を開催し、空き家等の適正な管理を促進するとともに、管理不全空き家等の適正な管理について指導・助言を行います。

町営住宅の環境整備事業につきましては、「町営住宅再編計画」に基づき、老朽化した北原住宅6棟の解体工事を実施いたします。

水道事業につきましては、令和4年度に策定した「共和・清水東部簡易水道事業基本計画」に基づき、清水東部簡易水道において、引き続き配水管の敷設工事を実施いたします。

また、耐用年数を超過した通信設備やポンプ設備の更新工事、災害に強い水道を目指し、令和6年度に実施した前耕地送水ポンプ場基本設計に基づき、本年度は詳細設計業務を実施いたします。

下水道事業につきましては、耐用年数を超過したポンプ設備の更新工事を行うとともに、「社会資本整備総合交付金」を活用し、引き続き老朽化したマンホール蓋の更新工事を実施いたします。

定住総合対策推進事業につきましては、本年度から5年間を計画期間とした「第4次定住総合対策事業大綱」に基づき、人口減少に歯止めをかけるため、全庁一丸となって事業の推進を図るとともに、横断的な重点施策等の進行管理を行います。

やまきた定住相談センター事業につきましては、地域や、やまきた定住協力隊、県宅建協会等と協力・連携を図り、新たな空き家の掘り起こしや空き家バンクの運営を行うとともに、空き家見学ツアーや空き家相談会を開催し、官民協働による定住促進を図ります。

また、都心部での移住フェアへの出展等を引き続き行うとともに、移住セミナーの開催やSNS等を活用した情報発信を行うことで、移住者のみならず、関係人口の創出を図ります。

お試し住宅活用事業につきましては、移住・定住を希望する方が一定期間本町に滞在し、風土や日常の暮らしを体感するとともに、地元住民との交流やリモートワークなどを体験することで移住に対する不安を払拭し、本町への新しい人の流れを生み出すことで、さらなる移住・定住促進につなげてまいります。

コミュニティ活動支援事業につきましては、自治会の活性化や加入率の向上を図るため、各地域の特性を生かした活動に対する支援を継続するとともに、自治会役員の負担軽減を図ります。

次に、4点目として、「産業振興分野」であります。

まず、農道、用水維持管理事業についてですが、堂山地区及び水上地区における川村用水の改良工事を行うとともに、県が進める農とみどりの整備事業を活用し、引き続き川西平山地区において用水路の改良工事を行います。

鳥獣害対策事業につきましては、「市町村事業推進交付金」を活用し、鳥獣被害防止対策のさらなる充実を図るため、平山地区において獣害防止柵の設置工事を行います。

また、足柄上地区5町で運営する足柄上地区食肉処理加工施設の運営経費に助成を行うとともに、ジビエの販路拡大を目的として、ジビエ販売を行った町内の飲食店に対し、引き続き助成を行ってまいります。

森林セラピー運営事業につきましては、豊富な森林を利用して都市住民との交流や健康づくり、地域活性化を図るため、体験型事業を実施するとともに、セラピーロードの景観整備を行います。

商工振興事業につきましては、町内産業の振興と持続的な成長を図ることを目的として「中小企業・小規模事業者等持続化補助金」を交付し、商品開

発や事業転換を図る中小企業等を継続して支援いたします。

観光振興事業につきましては、本年度、県が改修工事を行う「道の駅山北」について、工事期間中の仮店舗での営業に対する地元への支援や県との調整を図るとともに、リニューアルオープン後は、運営助成を継続して実施してまいります。

山北ブランド推進事業につきましては、町の地域資源を活用した商品を「山北ブランド」として認定するほか、認定商品の周知や新たな商品の発掘に努めてまいります。

D52活用事業につきましては、国内で唯一動態保存されている蒸気機関車D52を町内外にPRするとともに、適切な維持管理を行うため、月1回の整備運行や「D52フェスティバル」をはじめとした様々なイベント時の運行を継続して行います。

また、引き続き鉄道資料館の運営を行い、「鉄道のまち山北」を広く情報発信してまいります。

次に、5点目として、「都市基盤分野」であります。

まず、（仮称）山北スマートインターチェンジ周辺土地利用構想関連事業についてですが、令和9年度中に供用開始が予定されている（仮称）山北スマートインターチェンジの設置を見据え、「（仮称）山北スマートインターチェンジ周辺土地利用構想」における土地利用展開イメージの実現に向けて、県・中日本高速道路・町で構成するプロジェクト会議において検討を進めてまいります。

地域公共交通会議運営事業につきましては、町民・交通事業者・国・県・町などで構成する地域公共交通会議において、令和5年度に策定した「地域公共交通計画」に位置づけられた施策や事業について検討し、本町にとって望ましい持続可能な移動手段の確保に向けた取組を推進いたします。

山北駅舎活用事業につきましては、駅員無配置の山北駅に引き続き切符販売スタッフを設置し、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

また、令和9年度に建て替えが予定されている山北駅舎について、駅舎検討委員会の意見を踏まえ、事業主体である鉄道事業者と協議・調整を図ってまいります。

新東名対策事業につきましては、中日本高速道路が実施する新東名高速道路の建設事業を支援、促進いたします。また、（仮称）山北スマートインターチェンジの整備につきましては、中日本高速道路との間で締結した工事細目協定に基づき、年度契約を締結して整備を推進いたします。

また、本年度は、引き続き、高速道路本線のオフランプの切土工事を行うとともに、アクセス道の橋の架け替えも実施いたします。

現東名対策事業につきましては、中日本高速道路が実施する現東名高速道路のリニューアル工事や維持管理業務などに対し本町の要望を伝えるなど、引き続き密接な連絡調整を図ります。

町道等維持補修事業につきましては、これまでの点検結果を踏まえ、令和8年度から5年間を計画期間とする新たな「道路トンネル・ロックシェッド長寿命化修繕計画」を策定いたします。

また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、継続して20橋の定期点検業務を実施いたします。

最後に、6点目として、「行財政分野」であります。

初めに、行政改革の推進についてですが、本年度から始まる「第9次行政改革大綱」に基づき、社会情勢の変化に対応した効率的・効果的で持続可能な行政サービスの実現に向けて、行政改革の取組を推進いたします。

ふるさと応援寄附金推進事業につきましては、寄附を募るポータルサイトを増やし、より多くの方にアピールするとともに、新たに現地決済型ふるさと納税システムを導入し、さらなる寄附の確保を図ります。

地方創生推進事業につきましては、国の「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」を活用し、本年度から始まる「デジタル田園都市構想総合戦略」に位置づけられた本町の地方創生への取組に対して関心を持ってもらい寄附をいただけるようマッチング支援業務等を通じて民間企業への働きかけを推進いたします。

戸籍住民基本台帳等管理事業につきましては、引き続きマイナンバーカードを利用して住民票や印鑑登録証明書の交付を行うコンビニ交付サービスの利用者の増加を図り、町民の利便性向上に努めてまいります。

また、戸籍附票システムの振り仮名対応業務について、本年6月以降に通

知を発送するとともに、届出受付及びシステムへの記録を行います。

さらに、本年度中に予定されている戸籍システムへの標準化移行に向け、システムの改修を実施いたします。

番号制度運営事業につきましては、行政手続の利便性向上や行政サービスの効率化、税や社会保障の公平・公正の実現のため、引き続きマイナンバーカードの取得啓発を積極的に行い、確実な運用を推進いたします。

固定資産等評価事業につきましては、令和9年度に行う土地の評価替えの課税資料とするため、標準宅地の不動産鑑定評価を実施いたします。

また、神奈川県空中写真共同入手推進協議会を通じて、土地の形状変化を比較確認するための航空写真を入手します。

広報・広聴事業につきましては、正確で分かりやすい広報活動を推進するとともに、広報媒体の有効活用に努めてまいります。

また、広報・広聴手段の簡易化やデジタル化の推進について、引き続き検討いたします。

自治体間交流事業につきましては、東京都品川区や新潟県村上市との交流事業や、水源地域交流事業、静岡県御殿場市との関係人口の創出・拡大に向けた取組等を推進し、交流による町の活性化を図ります。

広域行政推進事業につきましては、広域的な課題に対応するため、「神奈川県西部広域行政協議会」や「あしがら広域連携協議会」等において、近隣市町との連携を図るとともに、様々な取組を進め、広域行政の推進を図ってまいります。

以上が、令和7年度における私の町政運営の基本的姿勢と主要な施策の概要であります。

終わりに。

さて、本年は、「昭和100年」という節目の年になります。昭和は日本の元号の中でも最も長く続いた元号であり、未曾有の激動と変革、苦難と復興の時代でもありました。

これまで我が国は、戦後の復興から高度経済成長、バブル景気と崩壊、新型コロナウイルスの感染症の流行など、様々なターニングポイントを経て、社会の姿や人々の価値観は大きく変化してきました。

そして、今日においては、人口減少・少子高齢化、地球規模の気候変動に伴う自然災害の激甚化など、昭和期とは異なる様々な社会問題に直面しております。

また、厚生労働省が2月に発表した人口動態統計速報によりますと、令和6年1月から12月の出生数は72万988人と、前年よりも3万7,643人減少し、統計を開始してから最も少ない数値となり、総人口の減少とともに少子化に歯止めがかからない状況が続いております。

本町におきましても、出生数は減少傾向にあり、母子健康手帳の交付状況から令和6年度の出生数は11人と見込まれております。極端な少子化は、今後のまちづくりにおいて大きな影響を及ぼすことから、出産・子育て環境の充実を図ることを目的として、役場内部における子育て世代の職員を中心とした「出産・子育て応援プロジェクトチーム」を発足し、子育て施策の現状把握や分析を行うとともに、必要な施策について議論してまいりました。

プロジェクトチームから提案のあった子ども・子育て支援に係る取組に基づき、一つ一つの取組を一体的に進めることで、次代を担う子どもたちが将来に夢や希望が持てるよう、さらなる発展を目指すとともに、将来にわたって誰もが安心して暮らせる持続可能で魅力あふれるまちづくりの実現に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えています。

最後になりますが、令和7年度も町民の皆様の一層の御理解と御支援、並びに議員の皆様のお指導、御協力をお願い申し上げまして、令和7年度の施政方針説明とさせていただきます。

続きまして、令和7年度の当初予算につきまして御説明申し上げます。

令和7年度の本町の財政運営は、歳入については、基幹財源である町税は個人所得の増加や企業の設備投資による償却資産の増加により増額しますが、ふるさと応援寄附金について主要返礼品の競争が激しくなっていることから大幅な減少を見込んでおり、国庫補助金事業の活用や地方交付税の増額などにより、必要な財源を確保することとしました。歳出については、人事院勧告による人件費の増額や、川村小学校の長寿命化に要する事業費の増額などにより、引き続き厳しい状況であります。第6次総合計画の実現に向けた取組を推進するとともに、子ども・子育て支援に係る取組の充実や、自治体

D Xの推進に係る取組に重点を置いた編成といたしました。

その結果、予算総額は、一般会計、8の特別会計並びに2の企業会計の合計で96億2,215万8,000円となり、前年度と比較しますと2億4,301万4,000円、2.6%増の編成といたしました。

最初に、一般会計について、御説明申し上げます。

一般会計の予算総額は56億2,800万円で、前年度と比較しますと1億3,400万円の増となりました。

歳入について、款別に主な内容を御説明申し上げます。

町税については、個人所得の増額や償却資産の増加による増額等により、前年度対比2,860万円増の16億5,536万9,000円を計上いたしました。

なお、歳入予算総額に占める割合は29.4%となっております。

次に、地方譲与税は、森林環境譲与税の増額により、前年度対比229万2,000円増の5,547万円を計上いたしました。

利子割交付金は41万円、配当割交付金は940万円、株式譲渡所得割交付金は1,050万円、法人事業税交付金は2,830万円、地方消費税交付金は2億2,600万円、ゴルフ場利用税交付金は740万円、環境性能割交付金は850万円、地方特例交付金は540万円で、それぞれ前年度の交付実績により計上いたしました。

地方交付税は、国税の増収見込み等により、前年度対比2億円増の16億円を計上いたしました。

交通安全対策特別交付金は、前年度の交付実績により、おおむね前年度と同額の190万円を計上いたしました。

分担金及び負担金は、放課後児童クラブ利用料の減などにより、前年度対比749万6,000円減の2,211万円を計上いたしました。

使用料及び手数料は、健康福祉センター施設等使用料の増などにより、前年度対比785万3,000円増の1億5,845万6,000円を計上いたしました。

国庫支出金は、自治体情報システム標準化や川村小学校長寿命化などに対応するため、前年度対比2億7,893万2,000円増の6億86万3,000円を計上いたしました。

県支出金は、町立生涯スポーツセンター建築に係る県補助金の減などにより、前年度対比7,018万1,000円減の3億1,022万8,000円を計上いたしました。

財産収入は、物品売払い収入の減により、前年度対比863万4,000円減の2,221万4,000円を計上いたしました。

寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の見込み減により、前年度対比1億5,000万円減の3億5,000万円を計上いたしました。

繰入金は、財政調整基金繰入金の減などにより、前年度対比1億73万5,000円減の1億2,919万1,000円を計上いたしました。

繰越金は、収支見込みにより、前年度対比2,000万円減の8,000万円を計上いたしました。

諸収入は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した小・中学校給食費の全額補助による給食費収入の減などにより、前年度対比1,833万1,000円減の1億4,088万9,000円を計上いたしました。

町債は、川村小学校の長寿命化を行うため、学校教育施設等整備事業債1億1,890万円を見込み、合計では前年度対比1,930万円減の2億540万円を計上いたしました。

なお、起債発行額については、年度中の元金償還額以内の計上となりました。

主な歳入については、以上のとおりであります。

続きまして、歳出について款別に主な内容を御説明申し上げます。

議会費は8,827万4,000円で、前年度対比159万1,000円の減額計上となりました。

総務費は10億6,845万円で、前年度対比1億692万7,000円の増額計上となりました。

新規事業としては、会計課窓口へのセルフ収納機の導入や、クラウド版固定資産G I Sの導入などであります。

民生費は14億8,507万2,000円で、前年度対比1億3,805万円の増額計上となりました。

主な事業としては、出産祝い金制度や紙おむつ支給事業の制度改正などあります。

なお、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険に係る特別会計繰出金等については4億9,730万9,000円を計上いたしました。

衛生費は5億2,118万7,000円で、前年度対比2,085万5,000円の増額計上となりました。

新規事業としては、ごみ減量化のために剪定枝回収の試験的な実施などがあります。

農林水産事業費は1億5,428万2,000円で、前年度対比1,980万4,000円の増額計上となりました。

拡充事業としては、足柄茶の100周年記念事業への補助などがあります。

商工費は3億2,185万8,000円で、ふるさと応援寄附金推進事業の減額に伴い、前年度対比7,973万円の減額計上となりました。

新規事業としては、新たな観光マスタープランの策定などがあります。

土木費は5億6,690万円で、前年度対比1,718万2,000円の増額計上となりました。

主な事業としては、町道原耕地14号線の整備などがあります。

消防費は2億2,250万円で、前年度対比291万円の減額計上となりました。

新規事業としては、避難所設備の充実として、新たにラップポントイレやコードレススタンドライトの配備などがあります。

教育費は7億7,471万1,000円で、前年度対比4,303万8,000円の減額計上となりました。

新規事業としては、川村小学校B棟の長寿命化改修工事の実施などがあります。

災害復旧費は150万円で、前年度同額を計上いたしました。

公債費は、町債の償還元金3億6,664万9,000円、償還利子853万7,000円の合計3億7,518万6,000円を計上いたしました。

諸支出金については、土地開発公社に係る利子補給金37万2,000円を計上いたしました。

予備費については4,770万8,000円といたしました。

以上、主な歳出について申し上げましたが、予算段階での財政状況指数を試算しますと、経常収支比率86.3%、実質公債費比率7.5%となり、将来負担比率は算出されませんでした。

債務負担行為は、令和7年度以降の限度額合計で14件、28億1,881万4,000

円となりました。

債務保証については合計で3件、1億600万7,000円であります。

なお、地籍調査事業、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業及び新東名対策事業については、令和6年度からの繰越事業として予定しております。

続きまして、特別会計の概要を御説明申し上げます。

最初に、国民健康保険事業特別会計について、御説明申し上げます。

国民健康保険事業は、都道府県が財政運営の責任主体であり、市町村は窓口業務を担当しております。

予算総額は13億4,848万8,000円で、前年度比3.8%の減額計上となりました。

歳入のうち国民健康保険税は2億6,781万1,000円で、前年度対比6.7%の減額計上となりました。

歳出のうち保険給付費は9億6,286万3,000円で、前年度対比4.2%の減額計上となりました。引き続き、医療費の抑制に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計について、御説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、町と神奈川県後期高齢者医療広域連合とが連携して運営しております。

予算総額は2億4,788万2,000円で、前年度対比4.8%の増額計上となりました。

歳入については、徴収保険料と一般会計からの繰入金などであります。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金が95.6%を占めております。

次に、町設置型浄化槽事業特別会計について、御説明申し上げます。

町設置型浄化槽事業は、三保ダム集水域における高度処理型合併処理浄化槽の管理をしております。

予算総額は1,138万円で、前年度対比25.8%の減額計上となりました。

歳入のうち浄化槽使用料は528万円で、前年度と同額計上となりました。

歳出については、浄化槽維持管理事業1,106万8,000円を計上いたしました。

次に、山北・共和・三保の各財産区特別会計について、御説明申し上げます。

各財産区とも歳入は土地貸付収入等、歳出は基金積立金等で、山北財産区については予算総額571万8,000円、共和財産区については予算総額7,657万2,000円、三保財産区については予算総額634万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、介護保険事業特別会計について、御説明申し上げます。

介護保険事業は、介護サービスを効果的に提供し、自立した日常生活を送るための支援の充実等を図るものです。

予算総額は13億732万3,000円で、前年度対比4.3%の増額計上となりました。

歳入のうち保険料は2億9,296万円で、前年度対比5%の増額計上となりました。

歳出については、保険給付費11億6,078万円、地域支援事業費8,455万9,000円で、全体の95.3%を占めています。

次に、商品券特別会計について、御説明申し上げます。

商品券特別会計は、商品券を発行し、町内の商工業の振興、消費の拡大を目的として事業を推進しております。

予算総額は833万3,000円で、前年度対比8.8%の減額計上となりました。

歳入は商品券売払い収入等、歳出は商品券換金代金等を計上いたしました。

次に、水道事業会計について、御説明申し上げます。

水道事業会計の予算総額は3億5,348万8,000円で、前年度対比17.1%の増額計上となりました。

収入のうち給水収益は1億5,525万円で、前年度対比1.7%の減額計上となりました。

支出については、丸山配水池送水ポンプの更新工事等に伴い、引き続き安全で安心な水を供給してまいります。

最後になりますが、下水道事業会計について、御説明申し上げます。

下水道事業会計の予算総額は6億2,862万9,000円で、前年度対比0.1%の増額計上となりました。

収入のうち下水道使用料は1億9,000万円で、前年度対比2.7%の減額計上となりました。

支出については、雨水管理方針の策定に着手するとともに、引き続き老朽

化したマンホール蓋の更新を行います。

令和7年度当初予算につきましては、以上のとおり、第6次総合計画の将来像である「みんなでつくる ところ豊かに暮らせるまち やまきた」の実現に向けた取組を推進するとともに、子ども・子育て支援に係る取組など、喫緊の課題を解決するための予算編成といたしました。

なお、地方自治法第149条第1項の規定により、議案第22号から第32号で各会計の予算を提案しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- | | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | 施政方針の演説が終わりましたので、ここで暫時休憩といたします。 |
| | | 再開は10時35分といたします。(午前10時18分) |
| 議 | 長 | 休憩前に引き続き、会議を開きます。(午前10時35分) |
| | | 日程第1、議案第22号 令和7年度山北町一般会計予算を議題といたします。 |
| | | 提案者の説明を求めます。 |
| | | 町長。 |
| 町 | 長 | 議案第22号 令和7年度山北町一般会計予算。 |
| | | 令和7年度山北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。 |
| | | 歳入歳出予算。 |
| | | 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56億2,800万円と定める。 |
| | | 2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 |
| | | 債務負担行為。 |
| | | 第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。 |
| | | 地方債。 |
| | | 第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。 |
| | | 一時借入金。 |
| | | 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの |

最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

財務課長。

財 務 課 長

それでは、議案第22号 令和7年度山北町一般会計予算について、御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算から御説明申し上げます。

歳入につきましては、1款町税から23款町債まで、歳入合計56億2,800万円でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款議会費から13款予備費まで、合計で歳入と同額の56億2,800万円でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

6ページの下から四つが新規案件となっております。庁舎空調システム等賃貸借費は、役場本庁舎の空調システムの老朽化に伴い全面的な更新を実施するもので、13年間の保守を含めて支払いを平準化するため、リース契約の形態といたしました。

次の公共施設等個別施設管理計画策定業務委託費は、公共施設等個別施設計画を2か年で改定するものでございます。

続いて、固定資産GIS入替等業務委託費は、地図システムをクラウド版に入れ替えるものでございます。

最後は、観光マスタープラン策定業務委託費で、(仮称)山北スマートインターチェンジの開通を見据えた観光振興の基本となる計画を2か年で策定

するものでございます。

この債務負担行為、合計いたしますと、28億1,881万4,000円で、前年度に対して7億8,456万5,000円の増となります。本庁舎の空調システム更新の影響ではございますが、この金額を13年間に分散させ、単年度の負担の軽減を図るというものでございます。

7ページは、土地開発公社による代行取得に係る債務保証でございまして、順次、償還を行っているものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。

農林水産業債は、谷ヶ地区農地防災工事などに充当いたします。

土木債は、町道新設工事や急傾斜地負担金などに充当いたします。

教育債は、川村小学校長寿命化事業に充当いたします。

今年度の起債発行予定の合計につきましては、2億540万円となる一方で、今年度中の元金償還額は3億6,664万9,000円を予定しておりますので、差引き1億6,124万9,000円の起債残高を減らすことができる見込みとなつてございます。

続きまして、予算に関する説明書でございます。

本日、皆様の卓上に参考資料で、こちらの「令和7年度山北町一般会計予算書説明資料」を配付させていただいております。こちらに、簡単に概要を記載してございますので、以降の説明につきましては、目別の前年度比較の増減や、新規・拡充事業を主に説明させていただきます。詳細につきましては、参考資料で御確認いただきますようお願い申し上げます。

それでは、13ページ、14ページをお願いいたします。

2、歳入から御説明申し上げます。

1款町税、1項町民税、1目個人4億9,416万2,000円、こちらは前年と比較して1,274万9,000円の増額で、決算見込みなどにより増額を見込んでございます。

2目法人につきましては、1億2,089万9,000円と、前年比89万8,000円の減を見込みました。法人につきましては、法人の前年度決算状況などから減額を見込んでございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税 8 億3, 229万6, 000円は前年度に対して951万4, 000円の増を見込みました。設備投資の伸びから増額を見込んでございます。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金 1 億2, 122万円は、三保ダム関係の交付金でございまして、見込みにより前年度に対して938万4, 000円の増を見込みました。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税3, 831万6, 000円でございますが、見込みなどにより、前年度と比べ139万4, 000円の増を見込んでございます。

2 目環境性能割については、前年度実績などから439万2, 000円を見込みました。

4 項市町村たばこ税、1 目市町村たばこ税4, 159万7, 000円につきましては、前年度実績の見込みなどにより、前年に比べて515万5, 000円の減を見込みました。

5 項入湯税、1 目入湯税248万7, 000円につきましては、前年度実績などから、前年度に対し38万7, 000円の増を見込みました。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税は、見込みで前年度同額の800万円を計上しております。

2 項自動車重量譲与税2, 400万円ですが、前年度実績より見込みました。

15ページ、16ページをお願いいたします。

3 項森林環境譲与税2, 347万円は交付予定額を計上してございます。

3 款利子割交付金41万円、4 款配当割交付金940万円、5 款株式譲渡所得割交付金1, 050万円、6 款法人事業税交付金2, 830万円、7 款地方消費税交付金 2 億2, 600万円、8 款ゴルフ場利用税交付金740万円、10款環境性能割交付金 850万円につきましては、それぞれ前年度実績より見込みをしております。

17ページ、18ページをお願いいたします。

11款地方特例交付金につきましても、前年度の交付実績により540万円を計上しております。

12款地方交付税は16億円で、前年度に対し 2 億円の増を見込みました。このうち普通交付税は、交付実績などから、前年度に対し 2 億円増の15億円を見込みました。特別交付税につきましては、前年度同額の 1 億円を計上いた

しました。

13款交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績により前年度より10万円増の190万円を計上いたしました。

14款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金2,211万円は前年度に対して749万6,000円の減額でございます。減額の主な要因は、放課後児童クラブ利用料の減免などによるものでございます。

15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料207万3,000円でございますが、旧学校体育館等使用料の増でございます。

2目衛生使用料は、健康福祉センターの使用料改定により、前年比800万円増の4,200万円を見込んでおります。

19ページ、20ページをお願いいたします。

3目農林水産業使用料は317万2,000円を見込みました。

5目土木使用料8,826万6,000円は、前年度に対し76万8,000円の増で、町営住宅等の使用料でございます。

6目教育使用料につきましては、パークゴルフ場利用料など750万8,000円を見込みました。

7目民生使用料8万1,000円につきましては、山北児童館の使用料でございます。

2項手数料、1目総務手数料は599万7,000円で、戸籍住民手数料などを見込んでおります。

2目衛生手数料は800万円で、前年度に対し72万5,000円の減額で、主な要因は、し尿処理手数料の減などによるものでございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

3目農林水産業手数料は118万6,000円で、入猟承認手数料などを見込んでおります。

4目都市計画手数料は17万3,000円で、前年度に対し更新件数の増などにより2万5,000円の増を見込みました。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は2億8,996万2,000円で、前年度に対し5,799万2,000円の増でございます。主な要因は、児童手当負担金などの増によるものでございます。

2目衛生費国庫負担金5万円は未熟児養育医療費を見込み、前年度同額といたしました。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金1,857万5,000円は前年度に対し684万4,000円の増額でございます。主な要因は、子ども・子育て支援交付金の利用者支援事業の増でございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

2目衛生費国庫補助金は372万4,000円で、前年度に対し42万3,000円の増で、主な要因は、妊婦のための支援給付交付金の増でございます。

3目土木費国庫補助金5,045万8,000円で、前年度に対し812万1,000円の増でございます。主な要因は、インターチェンジアクセス道路補助金の増でございます。

4目教育費国庫補助金は7,792万7,000円で、前年度に対し7,536万5,000円の増で、主な要因としては、川村小学校長寿命化事業に係る学校施設環境改善交付金の増でございます。

5目循環型社会形成推進交付金130万8,000円は、合併浄化槽の設置に係る助成金で前年度と同額を見込みました。

6目社会資本整備総合交付金1,697万7,000円は、町道原耕地14号線の事業実施などにより、前年度に対し107万2,000円の増でございます。

7目総務費国庫補助金は1億3,929万2,000円で、前年度に対し1億2,969万6,000円の増です。デジタル基盤改革支援補助金の増などが主な要因でございます。

9目地域少子化対策重点推進交付金100万円は、実績により前年度に対し40万円の減といたしました。

25ページ、26ページをお願いいたします。

3項委託金、1目総務費委託金22万円は中長期在留者住居地届出等事務交付金や自衛官募集事務費でございます。

2目民生費委託金137万円は前年比16万8,000円の減でございます。主な要因は、国民年金事務費委託金の拠出年金の減によるものでございます。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は1億5,521万9,000円で、前年度に対し725万3,000円の増でございます。主な要因は、保険基盤安

定負担金の増によるものでございます。

2 目市町村移譲事務交付金191万9,000円につきましては、見込額でございます。

3 目衛生費県負担金 2 万5,000円は未熟児養育医療費負担金で前年度同額を見込みました。

2 項県補助金、1 目総務費県補助金は1,893万3,000円で、前年度に対して295万4,000円の増額でございます。主な要因としては、水源環境保全・再生市町村補助金のハード事業の増によるものでございます。

2 目民生費県補助金は3,561万2,000円で、前年度に対して80万5,000円の増額です。主な要因につきましては、27ページ、28ページをお願いいたします。

28ページ側ですね。5 節子ども・子育て支援交付金1,137万2,000円、こちらの事業が増になってございます。

3 目衛生費県補助金は188万1,000円で、前年度に対して167万7,000円の減額です。主な要因は、3 節環境衛生費補助金の県営電気助成事業の減によるものでございます。

4 目農林水産業費県補助金は1,850万9,000円で、前年度に対して1,044万1,000円の増額です。主な要因は、協力協約推進事業の増によるものでございます。

6 目消防費県補助金612万円は地震防災関連整備事業として防災ハンドブック・防災マップ策定業務委託料の完了などにより、前年度に対して51万円の減額でございます。

7 目教育費県補助金446万2,000円は生涯スポーツセンター整備事業の終了などにより、前年度に対して1 億619万1,000円の減額でございます。

8 目農業委員会助成交付金107万4,000円及び9 目電源立地地域対策交付金1,113万3,000円は交付予定額を見込んでおります。

11目神奈川県市町村事業推進交付金458万2,000円は県の一括補助金でございまして、鳥獣害対策事業や農とみどり整備事業等に対する補助で、前年度に対し51万8,000円の減額を見込みました。

13目地域少子化対策重点推進交付金は、結婚新生活支援事業に係る県補助分で25万9,000円を見込みました。

3 項委託金、1 目総務費委託金は3,578万3,000円で、前年度に対し1,748万5,000円の増額です。主な要因といたしましては、29ページ、30ページをお願いいたします。

30ページ上段の参議院議員選挙費、こちら今年度予定がございますため増となっております。

2 目農林水産業費委託金9万8,000円につきましては、農業者年金業務委託金で交付予定額を見込んでございます。

3 目商工費委託金1,390万2,000円は、前年度に対し10万円の減額です。道の駅「山北」管理委託金の減によるものでございます。

4 目民生費委託金23万2,000円は見込みにより、前年同額を計上させていただいております。

6 目教育費委託金は48万5,000円で、教育推進研究事業委託金を見込みました。

18款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金は364万6,000円でそれぞれ見込みをしてございます。

2 目財産貸付収入1,856万8,000円で、各施設の貸付額を見込んでございます。

19款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金は3億5,000万円で、ふるさと応援寄附金の実績見込みにより、前年度に対し1億5,000万円の減額となりました。

20款繰入金、1 項基金繰入金、1 目公共施設整備基金繰入金につきましては、小田原市斎場の広域化負担金等に充当するものでございます。

31ページ、32ページをお願いいたします。

2 目特定公共賃貸住宅整備基金繰入金は、サンライズ東山北の宅配ボックス購入に充当するものでございます。

3 目ふるさと創生基金繰入金は、河村城跡整備工事に充当するものでございます。

5 目簡易水道整備基金繰入金は、水道事業会計に繰り出し、清水東部簡易水道整備に充当するものでございます。

2 項財産区繰入金、1 目山北財産区繰入金1万6,000円は南足柄市外五ケ市

町組合等負担金で、こちらは見込みでございます。

2目共和財産区繰入金1,775万1,000円につきましては、共和地域振興会助成金などの繰入れとなっております。

21款繰越金は、前年度実績などから8,000万円を見込んでございます。

22款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金50万円につきましては、前年度と同額を見込んでございます。

2項町預金利子、1目町預金利子は項目出しでございます。

3項貸付金元利収入、1目奨学金貸付金元金収入34万円は見込みにより計上しております。

2目地方改善事業貸付金元利収入136万7,000円は前年同額を見込んでおります。

4項雑入につきましては、33ページ、34ページをお願いいたします。

1目雑入でございますが1億3,868万1,000円で、前年度に対し1,833万5,000円の減額でございます。主な要因といたしましては、小・中学校給食費の補助を実施することから、2節給食費収入が減となっているものでございます。

35ページ、36ページをお願いいたします。

23款町債でございます。先ほど第3表地方債で御説明申し上げましたとおりでございますが、臨時財政対策債につきましては、国税の回復により普通交付税所要額が確保されたとのことで、廃目整理となっております。

37ページ、38ページをお願いいたします。

3、歳出につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましても、前年度増減の主なものを御説明させていただきます。詳細につきましては、参考資料で御確認をお願いいたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費8,827万4,000円で、前年度と比べ159万1,000円の減を見込んでございます。減額の主な要因は、議員共済会負担金の減でございます。その他の事業は、おおむね前年並みの計上となっております。

39ページ、40ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は4億6,838万2,000円で、

前年度より3,420万7,000円の増でございます。主な要因は、人事院勧告による人件費の増でございます。

41ページ、42ページをお願いいたします。

中段の会計年度任用職員経費につきましては、産休・育休代替職員1名分を見込んでおりますが、こちらも人事院勧告により増となっております。

43ページ、44ページをお願いいたします。

下段の防犯関係事業につきましては、前年度に対し241万4,000円の減となっております。主な要因につきましては、45ページ、46ページをお願いいたします。

上段の委託料の中の防犯灯LED化事業委託料の減によりまして、防犯関係事業が全体的に減となっております。

続きまして、2目文書広報費は1,462万9,000円で、前年度に対し66万4,000円の増でございます。広報・広聴事業における町広報・お知らせ版の印刷経費が増となっております。

47ページ、48ページをお願いいたします。

3目財政管理費は79万7,000円で、前年度同額を見込んでおります。

4目会計管理費は2,307万7,000円で、前年度に対し437万、失礼しました、1,083万2,000円の増となっております。会計課窓口セルフ収納機を導入するため、備品購入費などを計上しております。

49ページ、50ページをお願いいたします。

5目財産管理費は9,810万6,000円で、前年度に対し6,312万4,000円の減でございます。主な要因は、議場のLED化が完了したことによるものでございます。

51ページ、52ページをお願いいたします。

中段の財産管理事業の委託料として、公共施設等個別施設計画策定支援業務委託などを計上しております。個別施設計画につきましては、各施設の劣化度などを反映させてまいります。

53ページ、54ページをお願いいたします。

6目契約検査管理費は55万6,000円で、前年度に対し10万7,000円の減でございます。

7目企画費は5,071万6,000円で、前年度に対し118万7,000円の減でございます。主な要因といたしましては、土地利用計画の策定完了によるものでございます。事業の2つ目、生活交通対策事業では、共和地区福祉バス運行事業補助金として車両更新の支援を行います。

55ページ、56ページをお願いいたします。

中段、山北駅駅舎活用事業では、駅舎建て替え検討用のイメージ図の作成などを行ってまいります。

57ページ、58ページをお願いいたします。

8目支所費は1,070万3,000円で、会計年度任用職員経費の増などにより、前年度に対し165万9,000円の増額でございます。

59ページ、60ページをお願いいたします。

9目町政連絡費は3,011万1,000円で、前年度に対し604万4,000円の減です。負担金補助及び交付金の集会施設等改修補助金では、前年度は5件の助成を行ったことに対しまして、令和7年度は平山集会所、安洞集会所、村雨集会所の3件について助成をするものでございます。

10目交通安全対策費は327万円で、前年度に対し18万3,000円の増でございます。交通安全対策事業といたしまして交通指導隊員の謝礼などを計上してございます。

11目交通安全施設整備費は190万円で、前年度に対し10万円の増でございます。カーブミラーやガードレールの設置を計上しております。

61ページ、62ページをお願いいたします。

12目電算管理費は1億6,803万3,000円で、前年度に対し8,615万3,000円の増額でございます。主な要因は、システム標準化に伴う町村情報システム共同事業組合負担金の増でございます。

63ページ、64ページをお願いいたします。

13目地籍調査費は143万3,000円で、前年度に対し1万2,000円の増でございます。こちらにつきましては、引き続き、紙の測定成果についてデータへの変換を行ってまいります。

14目水源環境保全・再生市町村補助金事業費は1,503万8,000円で、前年度に対し297万4,000円の増でございます。主な要因は、森林調査面積の増によ

るものでございます。

65ページ、66ページをお願いいたします。

15目定住総合対策事業費は1,470万8,000円で、前年度に対し205万9,000円の増額です。主な要因といたしましては、定住総合対策事業の中の住宅取得助成金や結婚新生活支援事業の拡充によるものでございます。

16目地方創生事業は4万8,000円で、第3期総合戦略の策定完了により前年度に対し528万8,000円の減額計上となっておりましてございます。

67ページ、68ページをお願いいたします。

2項徴税費、1目税務総務費は6,822万2,000円で、前年度に対し1,124万3,000円の増額です。主な要因は、固定資産等評価事業の委託料の中の固定資産G I S入替等業務委託料による増でございまして。

2目賦課徴収費は1,226万3,000円で、前年度に対し126万9,000円の減額です。こちらは町税賦課徴収事業の特別徴収窓口収納手数料の減によるものでございます。

69ページ、70ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は5,842万円で、前年度に対し1,456万2,000円の増額です。主な要因は、戸籍情報システム標準化業務の2年目となっております。

71ページ、72ページをお願いいたします。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費736万3,000円は選挙管理委員会経費を計上しております。

73ページ、74ページをお願いいたします。

5目参議院議員選挙費1,207万3,000円は夏に予定されている投開票に係る経費でございまして。

75ページ、76ページをお願いいたします。

5項統計調査費、1目統計調査事務費9万1,000円は町統計グラフコンクール関係経費でございまして。

2目指定統計費776万円は前年度に対し511万7,000円の増額です。主な要因は、国勢調査の実施によるものでございまして。

77ページ、78ページをお願いいたします。

6 項監査委員費、1 目監査委員費75万1,000円は監査委員報酬等、監査事業経費を計上してございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は7,586万5,000円で、前年度に対し974万円の増額です。主な要因は、人事院勧告による人件費の増でございます。

79ページ、80ページをお願いいたします。

中段の一般経費では、社会福祉協議会など各団体の助成金などを計上してございます。

81ページ、82ページをお願いいたします。

説明欄の事業の2つ目、避難行動要支援者支援事業につきましては、災害時要援護者システムの更新が完了したため、減額となっております。

2 目国民年金事務費は831万5,000円で、前年度に対し51万9,000円の増額で、主な要因は人事院勧告による人件費の増でございます。

83ページ、84ページをお願いいたします。

3 目社会福祉施設費は1,913万3,000円で、小田原市斎場事務委託金などでございます。

4 目老人福祉費は2 億1,160万9,000円で、前年度に対し563万円の増となりました。主な要因は、神奈川県後期高齢者医療運営事業の増によるものでございます。

85ページ、86ページをお願いいたします。

下段にあります神奈川県後期高齢者医療運営事業につきましては、システム標準化に係る繰出金が増えております。

87ページ、88ページをお願いいたします。

5 目障害者福祉費は3 億6,235万2,000円で、前年度に対し642万7,000円の増となりました。主な要因は、障害者自立支援給付事業の増でございます。

89ページ、90ページをお願いいたします。

説明欄の地域生活支援事業では、負担金補助及び交付金の相談支援事業、地域活動支援センター運営負担金として、広域で運営している支援センターの負担金が増えております。

6 目国民健康保険事業特別会計繰出金は9,379万円で、前年度に対し649万

2,000円の増でございます。主な要因は、保険基盤安定繰出金の増でございます。

91ページ、92ページをお願いいたします。

7目介護保険事業特別会計繰出金は2億869万1,000円で、前年度に対し924万3,000円の増でございます。こちらもシステム標準化に係る繰出金が増となっております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は7,988万4,000円で、前年度に対し448万5,000円の増でございます。主な要因は、紙おむつ支給事業の拡充によるものでございます。

93ページ、94ページをお願いいたします。

説明欄中段の子育て支援事業につきましては、子育て支援センターの土曜日開所を毎週とすることや、出産祝い金の拡充で増額となっております。

2目児童措置費は1億4,264万円で、前年度に対し5,580万4,000円の増となりました。児童手当について高校生までを対象とするなどの令和6年度途中の制度改正が、令和7年度は通年分、1年分になりますので、これにより増となっております。

3目保育園費は9,758万円で、前年度に対し1,353万2,000円の増でございます。主な要因は、人事院勧告による人件費の増でございます。

95ページ、96ページをお願いいたします。

保育園運営事業の備品購入費では、災害時の食料などを備蓄するため、防災倉庫の購入費を計上しております。

97ページ、98ページをお願いいたします。

説明欄の保育所児童入所事業につきましては、町外保育所の利用が増えていくということで増額となっております。

4目児童福祉施設費212万4,000円につきましては、児童館3施設の維持管理経費を見込んでございます。

99ページ、100ページをお願いいたします。

5目認定こども園費は1億8,308万9,000円で、前年度に対し2,631万8,000円の増でございます。主な要因は、人事院勧告による人件費の増でございます。認定こども園運営事業の中の備品購入費で、こちらも防災倉庫の購入費

を計上しております。

101ページ、102ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は1億5,237万3,000円で、前年度に対し1,140万9,000円の増でございます。主な要因は、人事院勧告による人件費の増でございます。

103ページ、104ページをお願いいたします。

母子保健事業では、3歳児健診屈折検査を実施するため、使用料及び賃借料として機器の賃借料を計上しております。また、負担金補助及び交付金の出産・子育て応援交付金は、制度改正により、その下の妊婦のための支援給付交付金に移行することとなります。

105ページ、106ページをお願いいたします。

上段の負担金補助及び交付金の中の5つ目、休日急患診療所運営費負担金につきましては、診療所の防水工事を実施するため増となっております。

下段の健康福祉センター管理事業では、需用費の修繕費が減となっておりますが、緊急的な修繕は6年度の3月補正で前倒しをして計上させていただく予定となっております。

また、委託料につきましては、おめくりいただきまして107ページ、108ページをお願いいたします。

1行目の清掃業務委託料の計上により増額となっております。清掃業務委託につきましては、これまで本庁舎、生涯学習センター、健康福祉センターと三つの建物を一括で発注しておりましたが、近年、人手不足ということで一括受注できる規模の事業者がなくなっているという情勢がございまして、個別の予算計上とさせていただいております。

中段の食育推進事業では、第3次計画策定に向けたアンケート調査を実施いたします。

109ページ、110ページをお願いいたします。

2目予防費は4,221万6,000円で、前年度に対し22万8,000円の増でございます。健康診査、相談等事業の委託料、高齢者保健事業委託料として健康づくり習慣化アプリの運営を委託していきます。

3目環境衛生費は1,000万2,000円で、前年度に対し931万2,000円の減でござ

ございます。主な要因は、環境基本計画の改定完了によるものでございます。

111ページ、112ページをお願いいたします。

中段の地球温暖化防止対策推進事業では、引き続きEV急速充電設備の運用を行ってまいります。

113ページ、114ページをお願いいたします。

4目水道事業会計繰出金は2,544万8,000円で、前年度に対し744万3,000円の増でございます。清水東部簡易水道事業配水管敷設替えに係る繰出金の3年目となっております。

2項清掃費、1目清掃総務費6,745万8,000円は人事院勧告による人件費の増により、前年度に対し124万8,000円の増となっております。

115ページ、116ページをお願いいたします。

2目塵芥処理費は2億239万7,000円で、前年度に対し759万1,000円の増でございます。主な要因は、塵芥処理事業の委託料の中、一般廃棄物収集運搬処理委託料が人件費の高騰で伸びております。

117ページ、118ページをお願いいたします。

3目し尿処理費は1,899万3,000円で、前年度に対し11万9,000円の増でございます。主な要因は、足柄上衛生組合負担金の増でございます。

4目町設置型浄化槽事業特別会計繰出金は230万円で、前年度に対し212万9,000円の増でございます。県の補助金が目減りした特別会計の収支調整のため増となっております。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は368万3,000円で、農業委員報酬などを計上してございます。

119ページ、120ページをお願いします。

2目農業総務費は3,764万5,000円で、前年度に対し122万5,000円の減でございます。こちらは人件費の減によるものでございます。

3目農業振興費は1,767万6,000円で、前年度に対し247万1,000円の減でございます。主な要因は、地域計画策定支援業務の終了によるものでございます。

説明欄下段の鳥獣害対策事業につきましては、おめくりいただきまして、121ページ、122ページをお願いいたします。

負担金補助及び交付金として、食肉処理加工に関する負担金や補助金を引き続き計上してございます。

足柄茶振興事業では、足柄茶100周年記念事業への補助を行ってまいります。

4目畜産業費は24万1,000円で、前年同額の計上としております。

5目農地費は1,801万5,000円で、前年度に対し113万4,000円の増でございます。主な要因は、農地防災工事の増でございます。説明欄の農地防災事業につきましては、谷ヶ地区の排水路改良工事を予定しております。

農道、用水維持管理事業につきましては、123ページ、124ページをお願いいたします。

工事請負費として、農とみどりの整備事業を活用した川西平山用水路改良工事を引き続き計上しております。

2項林業費、1目林業総務費は2,597万9,000円で、前年度に対し611万1,000円の増でございます。こちらも主な要因は、人事院勧告による人件費の増でございます。

125ページ、126ページをお願いいたします。

2目林業振興費は4,959万4,000円で、前年度に対し1,548万3,000円の増でございます。主な要因は、森林環境譲与税の増でございます。説明欄の林業促進事業では森林体験のフィールドとなる体験林の整備工事を計上しております。また、備品購入費として、生涯スポーツセンターの建築端材を活用した積み木の購入を予定しております。

127ページ、128ページをお願いいたします。

上段の水源の森林づくり協力協約推進事業では、水源林作業路整備に対する補助金が増となっております。

129ページ、130ページをお願いいたします。

3目猟区管理費は144万9,000円で、猟区の運営に係る経費でございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費は5,676万3,000円で、人事院勧告による人件費の増により、前年度に対して92万3,000円の増となっております。

2目商工業振興費は699万3,000円で、商工会への助成金の増により、前年度に対し24万4,000円の増となっております。

131ページ、132ページをお願いいたします。

3目観光費は2億5,810万2,000円で、前年度に対し8,089万7,000円の減でございます。主な要因は、ふるさと応援寄附金の減によるものでございます。説明欄の観光施設維持管理事業では、県条例に基づき温泉成分検査を実施いたします。

133ページ、134ページをお願いいたします。

中段の品川交流事業では、ひだまりの里の収支調整のため、助成金を増額計上しております。ふるさと応援寄附金推進事業は、実績により減額を見込んでおります。

135ページ、136ページをお願いいたします。

説明欄の観光マスタープラン策定事業では、各種団体にも参画いただきながら策定を進めてまいります。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は1億4,020万9,000円で、前年度に対し6,755万5,000円の増となっております。主な要因は、新東名対策事業の増によるものでございます。

町道等維持管理事業につきましては、137ページ、138ページをお願いいたします。

上段、委託料として、道路台帳補正業務委託料を計上しております。

同じページ下段の新東名対策事業につきましては、おめくりいただきまして139ページ、140ページをお願いいたします。

細目協定負担金として、引き続き（仮称）山北スマートインターチェンジに係る工事の負担金を計上しております。

2項道路橋梁費、1目道路維持費は3,235万8,000円で、前年度に対し681万8,000円の減でございます。主な要因は、橋梁点検等業務委託料の減によるものでございます。説明欄の町道維持補修事業では、トンネル・シェッド長寿命化修繕計画の更新を予定しております。

2目道路新設改良費は4,915万3,000円で、前年度に対して285万1,000円の減となりました。主な要因は、公有財産購入費の減によるものでございます。道路新設改良工事につきましては、町道原耕地14号線新設工事、町道水上5号線整備工事などを予定しております。道路用地取得費は、町道越地宿線道

路拡幅工事に係る経費を計上しております。

3 項河川費、1 目河川維持費は287万1,000円で、前年度に対し14万3,000円の減額です。

141ページ、142ページをお願いいたします。

河川費につきましては、河川や用水の維持管理に必要な経費を計上しております。

2 目丹沢湖砂利浚渫費は1,906万1,000円で、しゅんせつ工事につきましては4万立米を予定してございます。

4 項砂防費、1 目砂防費は1,840万円で、対象地区は、前年度に引き続き用沢地区と台地区を予定してございます。

5 項都市計画費、1 目都市計画総務費は2,169万7,000円で、前年度に対し438万8,000円の増でございます。主な要因は、人事院勧告による人件費の増でございます。

143ページ、144ページをお願いいたします。

2 目都市公園費は1,928万7,000円で、前年度に対して1,220万7,000円の減でございます。主な要因は、河村城址歴史公園の整備に係る経費を教育費の文化財保護事業に移行したことによるものでございます。説明欄の都市公園等維持管理事業では、都市公園整備工事として、ぐみの木近隣公園ベビーキープ設置工事、向原街区公園女子トイレ洋式化工事などを予定しております。

3 目下水道事業会計繰出金は、概算で1億4,500万円の繰り出しを予定してございます。

145ページ、146ページをお願いいたします。

6 項住宅費、1 目住宅管理費は1億1,886万4,000円で、前年度に対し4,560万円の減でございます。主な要因は、町営田屋敷住宅外装改修工事の完了によるものでございます。町営住宅管理事業では、工事請負費として町営北原住宅の撤去費や町営滝入り住宅跡地の整地工事を計上しております。

下段の特定公共賃貸住宅管理事業につきましては、147ページ、148ページをお願いいたします。

説明欄上段の工事請負費として、宅配ボックスの設置工事を予定しております。

149ページ、150ページをお願いいたします。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 1 億6,000万円は、広域消防運営事業といたしまして小田原市消防負担金の見込額を計上しております。

2 目非常備消防費は3,285万2,000円で、前年度に対し72万8,000円の増額です。主な要因は、退職消防団員報奨金の増によるものでございます。説明欄の消防団活動事業の需用費の消耗品費の中で緊急圧迫包帯を購入し、各分団に配備いたします。

151ページ、152ページをお願いいたします。

3 目消防施設費は458万7,000円で、消火栓設置工事の減などにより、前年度に対し89万6,000円の減となっております。

4 目水防費は5万円で、前年度同額の計上でございます。

5 目防災対策費は2,466万7,000円で、前年度に対し275万円の減でございます。主な要因は、防災ハンドブックの作成完了によるものでございます。

説明欄の防災設備等維持管理事業につきましては、153ページ、154ページをお願いいたします。

説明欄上から3行目、備品購入費の中でI P無線機13台の購入経費を計上しております。

下段の6目遭難救助費は34万4,000円で、155ページ、156ページをお願いいたします。救助隊訓練助成金などを計上してございます。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費は146万1,000円で、教育委員会委員及び評価委員の報酬が主なものでございます。

2 目事務局費は2 億6,474万7,000円で、前年度に対し72万8,000円の減額でございます。主な要因は、川村小学校B棟改良工事設計委託の完了によるものでございます。

157ページ、158ページをお願いいたします。

中段の教育振興事業では、委託料において、部活動地域移行業務委託料として、順次地域移行を実施してまいります。その下の備品購入費では、森林環境譲与税を活用し、町産木材で川村小学校の下足入れの設置に必要な経費を計上しております。

159ページ、160ページをお願いいたします。

上から2行目の英語検定料補助金につきましては、引き続き実施してまいります。

161ページ、162ページをお願いいたします。

事業の3つ目、豊かな学びの支援推進事業では、ゼロ歳から15歳までの一貫教育という強みを生かし、保育の部分を含めた教育研究を実施しております。

163ページ、164ページをお願いいたします。

下段の3目奨学補助費は271万1,000円です。奨学補助事業では、遠藤奨学金奨学補助金として遠藤奨学費基金の利息と同額を予算計上しております。

165ページ、166ページをお願いいたします。

2項川村小学校費、1目の学校管理費は2億4,250万2,000円で、前年度に対し2億2,118万2,000円の増でございます。主な要因は、長寿命化工事の実施によるものでございます。

167ページ、168ページをお願いいたします。

学校長寿命化事業では、委託料として、B棟長寿命化工事の施工管理業務とA棟長寿命化工事に向けた設計業務の経費を計上しております。

2目教育振興費は620万2,000円で、前年度に対し421万8,000円の減です。主な要因は、教科書・指導書購入費の減でございます。この中の教育振興事業といたしまして、使用料及び賃借料の教育用ソフトウェア借上料の中で、児童用端末画面の一括管理ソフトを新規計上しております。

下段の3目給食費は2,441万9,000円で、前年度に対し208万8,000円の増でございます。主な要因は、給食材料の高騰によるものでございます。

169ページ、170ページをお願いします。

3項山北中学校費、1目学校管理費は2,722万2,000円で、前年度に対し158万3,000円の増でございます。主な要因は、人事院勧告による人件費の増でございます。

171ページ、172ページをお願いします。

説明欄の工事請負費につきましては、PC室のカーペットの貼り替えを計上しております。

2目教育振興費は854万9,000円で、前年度に対し265万8,000円の増でござ

います。主な要因は、4年に一度の教科書、指導書等の購入の年度になるため増となっております。説明欄の教育振興事業では、使用料及び賃借料で、小学校と同様に、生徒用端末画面の一括管理ソフトを新規計上しております。

173ページ、174ページをお願いします。

3目給食費は1,735万5,000円で、前年度に対して180万円の増でございます。主な要因は、給食材料の高騰によるものでございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費は3,533万2,000円で、前年度に対し448万2,000円の増です。主な要因は、人事院勧告による人件費の増でございます。

幼稚園運営事業につきましては、175ページ、176ページをお願いいたします。

備品購入費といたしまして、こちらも防災倉庫の購入経費を計上しております。

177ページ、178ページをお願いします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費は1,825万1,000円で、前年度に対して843万4,000円の増でございます。主な要因は、河村城跡整備工事によるものでございます。中段の文化財保護事業では、河村城跡に関する経費を都市公園費から移行してきております。

179ページ、180ページをお願いします。

2目教育集会施設費30万8,000円は前年同額でございます。教育集会所維持管理事業では、岸集会所の維持管理経費を計上しております。

181ページ、182ページをお願いします。

3目青少年育成費403万1,000円は、前年度に対して16万円の減でございます。主な要因は、青少年育成活動推進事業の減でございます。

183ページ、184ページをお願いいたします。

4目生涯学習センター費は8,443万1,000円で、前年度に対して1,626万6,000円の増でございます。主な要因は、健康福祉センターと同様に、清掃業務委託を個別計上に切り替えたことによるものでございます。中段の生涯学習センター維持管理事業では、需用費の修繕費の中で、多目的ホール舞台シーリングライト集電部の交換を予定しております。

185ページ、186ページをお願いします。

下段の会計年度任用職員経費は、人事院勧告により増となっております。

187ページ、188ページをお願いいたします。

6項保健体育費、1目保健体育総務費は696万4,000円で、前年度に対して26万3,000円の減額でございます。社会体育推進事業では、スポーツ推進委員に係る経費などを計上しております。

189ページ、190ページをお願いいたします。

2目体育施設費は3,022万6,000円で、前年度に対し2億9,633万2,000円の減でございます。主な要因は、生涯スポーツセンター整備の完了によるものでございます。説明欄の体育施設維持管理事業では、生涯スポーツセンターの運営に係る経費が新規計上となっております。

191ページ、192ページをお願いします。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費は、前年同額の50万円を計上いたしました。

2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費は100万円で、こちらも前年同額としてございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金につきましては3億6,664万9,000円で、前年度に対し4,211万4,000円の減でございます。

2目利子につきましては853万7,000円で、前年度比較150万4,000円の減を見込んでおります。いずれも役場本庁舎の償還終了が主な原因でございます。

193ページ、194ページをお願いいたします。

12款諸支出金、1項土地開発公社費、1目土地開発公社費は37万2,000円で、土地開発公社にて代行取得していただいた土地に係る利子補給金でございます。償還進捗により前年比減となっております。

13款予備費は4,770万8,000円といたしました。

195ページ、196ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。

1、特別職の表の比較の欄で、その他の特別職の職員数が73人増となっております。こちらは参議院議員選挙によるものでございます。

次の2、一般職でございます。

一般職につきましては、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度

任用職員を除いた職員数は、前年度同数の141人でございますが、人事院勧告により、合計欄の比較でございますとおり、人件費としては1億円を超える増となっております。

196ページにつきましては、会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員とに分けて内訳を掲載したものでございます。

続きまして、197ページから202ページまでは、一般職の給与、職員手当の明細等を記載してございますので、お目通し願います。

203ページをお願いいたします。

203ページは債務負担行為の調書となっております。こちらは第2表、債務負担行為の詳細説明となっております。この表の一番右の列が一般財源の欄となっております。特に町営住宅につきましては、PFIを活用し使用料収入で経費を賄っているため、一般財源がゼロとなっていることを御確認ください。下段の三つの債務保証につきましては、負担することとなった場合には全て一般財源となります。

隣の204ページをお願いいたします。地方債の調書でございます。

下段の3、減税補填債等につきましては、こちらは国の施策による借入れであります。令和7年度末現在高見込みが21億3,302万3,600円ということで、引き続き全体の7割を占めている状況でございます。こちらは、元利償還金が100%後年度の普通交付税に算入され、町の負担はないということになっておりまして、また、令和7年度も新規発行ゼロとはなっておりますが、残高に占める割合が大きいことから、今後も注視していきたいと考えております。

205ページからは起債の一覧表となっております。207ページをお願いいたします。

N o. 109から下は令和7年度の新規借入分となっております。N o. 109が農林水産業債、N o. 114が教育債、それ以外のものは土木債となります。

209、210ページをお願いいたします。

令和7年度の当初予算における性質別経費の款別分類表となりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

211ページをお願いいたします。

211ページにつきましては、この消費税の引上げ分については社会保障4経費に充当することとされておりますことから、令和7年度の見込額の1億1,798万1,000円について、その充当状況を示す表となっております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第22号につきましては、先日の議会運営委員会提案のとおり、山北町議会委員会条例第4条及び第5条の規定により議長を除く11人の議員を委員として構成する予算特別委員会を設置し、山北町議会会議規則第39条の規定により同委員会の付託の上、審査したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないものと認め、よって議案第22号 令和7年度山北町一般会計予算については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会に付託の上、審査することといたしました。

ここで暫時休憩いたします。この間に予算特別委員会の委員長、副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

なお、再開は13時、午後1時といたします。

議員の皆さんは401会議室に御参集ください。(午前11時58分)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。(午後1時00分)

なお、松田地域防災課長におかれましては、欠席の旨、町側より申出がありましたのでお知らせいたします。

予算特別委員会の委員長、副委員長について、互選の結果報告がありましたので発表いたします。

委員長に府川輝夫議員、副委員長に富田陽子議員。正副委員長は、山北町議会委員会条例第6条の規定により決しました。

予算特別委員会は、3月7日及び10日、いずれも午前9時から議場にて開会いたします。

議案第22号 令和7年度山北町一般会計予算は、特別委員会付託となりましたので、本会議での質疑は総括的、大綱的な質疑とさせていただきます。

また、1回の質問は2問程度にさせていただき、3問以上質問のある方は、他の質問者の状況を見極めながら再度質問していただければと思います。そ

れでは、よろしくお願いいたします。

質疑の方はどうぞ。

府川輝夫議員。

8 番 府 川 総括的になるかどうかちょっと分かりませんが、委員長に今拝命しましたので、ここでちょっと質問の場をいただきたいと思います。

先ほど、町長が細かく説明していただいた令和7年度の施政方針並びに当初予算の19ページに、下のほうです、子ども・子育て支援に係るプロジェクトチームからの提案があって、それに基づき一つ一つの取組を一体的に進めることでというようなことが記載されており、若い町の職員の方を中心に、今できることから始めるということで、私はすばらしい取組なんだろうなと。少子化が待ったなしの状態、いよいよ令和7年度が子ども・子育て支援の元年ということの感じを受け、これからまたその次、その次と、もう少し規模が変わっていく新たな取組をしていくのであろうという一つの骨格が見えて大変共感をしているところであります。

ただ一方、1ページのところの中段のあたり、スマートインターチェンジのことが書かれており、本町としましては、（仮称）山北スマートインターチェンジ周辺土地利用構想における土地利用展開イメージの実現に向けて、引き続き県や中日本高速道路と連携しながら取り組んでまいりたいと考えていますと。この事業は御承知のとおり数年後に運用開始される予定である、そして16ページに、都市基盤分野において、まず（仮称）山北スマートインターチェンジ周辺土地利用構想関連事業について、先ほどの繰り返しになりますが、土地利用展開のイメージの実現に向けて取り組むと。今までのこの事業はもっと進めとかなくてはいけなかったんだろうけども、令和7年度でイメージをつくるということ自体、個人的にはちょっと遅いんじゃないかと。そうはいっても、もう令和7年度来るわけですから、令和7年度中にイメージを固めるのか、あるいはイメージを固めた上で、個別の実現に向けて具体的な施策をつくっていくのか、この辺について令和7年度の予算に関してお考えをお示しいただきたいと思います。

議 長 町長。

町 長 今、中日本と県のほうで、特に河川協議の対象になっているところをやっ

ておりますんで、その辺りがはっきり方向性が出てくれば、当然そういうような、今、町が想定しているようなものを皆さんにお示しできると思うんですけど、それがもし間に合わなければ、もう少し後になってしまうということはやむを得ないんだろうと私のほうは思っています。

あくまでも町としてはこういうふうな考えでやりたいんだけど、そこどころがどうしても河川協議に入っている、そうすると、そのほかの土地利用についても影響が出ますんで、その辺のところは中日本と県との協議の中ではっきりさせていきたいというふうに思っております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 先般も三保の方々、あるいは清水の方々と意見交換をさせていただく中で、やはり今でも遅いぐらいだろうと。一日も早くその方向性を地元にも説明させていただく。あわせて、周辺というのをもう少し、以前は三保とかあっちのほうはあまり周辺という感覚じゃなかったというふうに記憶していますけれども、そういった全体の中で構想を練っていただきたいというようなお話を何人かから伺いました。それについて、以前もどなたかした質問ですけども、併せてお答え願いたいと思います。

議 長 町長。

町 長 地域の清水地区の方々も一緒になっていろんなことを提案していただいて、町もそれについて真摯に検討してきております。その中で、やはり町と地域だけで計画ができるようなものではございませんので、第三者というか、企業なりが入っていただかないと非常に難しいというふうに思っておりますんで、その辺は協議していく中でどのように進めていくか、そういったようなことをこれからも行っていきたい。

直近では、令和7年のときは東急さんが撤退しますんで、あその跡地利用についてしっかりとした考えをまとめたいというふうに思っておりますし、それ以外にもほかの鹿島さんとか、清水も令和9年度に撤退を開始しますんで、それらを見据えたところで皆さんに協議しながらお示しをしていきたいというふうに考えております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 3つ目の質問として、今おっしゃった跡地のことも質問させていただきた

いと思っておりましたが、今ちょっとお話が出ましたので、清水中学校・小学校の跡地、あるいは丸山の清水建設さんの跡地、活用できるところがいろいろあると思いますし、今、町長が言われたように、地域の意見も大切かもしれませんが、地域に伝えながら、地域の意見って、実現が可能なような具体的な話というのがなかなか難しいのかなと思うんですね。

いろんなところのそういった、何ていうんですか、長けているグループだとか、あるいは会社だとか、コンサルだとかいろんなところをうまく御利用していただいて、一日でも早い、河川協議という問題もあるかもしれませんが、進めていただく。令和7年度には、コンプリートとまでいかなくても先が見えるような施策をつくるような方向で御助力願いたいと思います。

議 長 町長。

町 長 もちろんそのつもりで、今そういったような新東名の終わった後の跡地利用というのが一番、一つの問題になるだろうというふうに思いますから、そういったようなことは、今、新しい年度でそれらを皆さんにお示ししていきたいというふうに考えております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

大野徹也議員。

6 番 大 野 ただいまの府川議員の話の続きになるかもしれませんが、新東名のことに关しまして、私も清水地区ということでございますので、できれば協議会の中に入っていった一緒に参画していきたいと。これは多分、あり方研究会等もそういうふうな気持ちがあるかと思います。議会のほうも、その辺を一生懸命応援したいという意味で参画できればというふうな気持ちがあります。

町長も昨年、その前からだと思いますけども、黒岩知事との市町懇談会で、その辺で再三その河川、専有許可、この辺を一生懸命、何とかしてほしいというふうな御助力は承知をしておりますけども、そこはごくごく一部の部分という考え方で、その周辺というものをもっと広げていただいて、例えば企業を誘致すると今お話出しましたが、そういったことをやっていただければというふうに思います。

私のほうで聞きたかったことは、23ページにございます経常収支比率が

86.3%ということで、昨年は84%台の予算というふうなことだったんですが、この数字どおりにいけば、80%台ということは中間ぐらいの形の中で、そんなに財政が硬直化はしていないんだろうというふうな捉え方ができると思うんですね。そうしますと、もう少し余裕を持った予算立てができなかったのかなという意味で、財政調整基金、こちらを今回は繰入れなさらなかったと、ですけども、財政調整基金は8億3,000万ですか、その辺の積立てがあるということですから、これは私の感覚でいくとちょっと多いのかなというふうに思われます。

ですから、それを予算のほうに。今回の予算ということではなくて、例えば補正ですとかいったところに、子ども・子育て支援事業ですよ、これに全面的に協力するような形で予算立てをできないのかなというふうな提案をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議
町

長
長

町長。

当然、今子ども・子育ては喫緊の問題でございますので、プロジェクトチームから上がってきた中で、一番早く短期的にできるようなことをまずやらせていただいて、それから中期、長期というようなものに入っていかなければいけないというふうに思ってますんで、それについて、もちろん財政的に可能であるならそういったような財政調整基金を使ったり、様々な方法があるんじゃないかというふうに思っております。

一方でまた、今、新東名のお話もありましたけども、地域の方と一緒にあって、スマートができたときにどのような考え方をするかというようなことを考えておりますけども、今現在、清水地域の中では道の駅をやっておりますけども、かなりこれもそこに携わる人がなかなか大変だというふうにお聞きしてますんで、それ以上のことになる地域ではなかなか難しいんだろう、やはり私としては、企業なり入っていただくなり、そちらとタイアップしていただくなり、何らかの方法でやっていかなければいけないというふうに思ってますんで、そのときは当然、財政的な問題があればそういった財政調整基金も使っていかなければいけないというふうに思ってます。

一見、何ていうんですか、少し余裕があるようにもしかして見えるかもしれないんですけど、ずっと起債のほうを毎年、毎年少しずつ減らしていくよ

うな政策をしておりまして、その中で若干でも基金として積み立てたのが長寿命化というようなことで、やはり山北町、これだけ橋とかいろいろなものが多いですから、それを長寿命化するためには、すぐ一つやると1億簡単にかかってしまいますんで、そういった意味では、やはりそういったような基金に少しでも積み立てて、長寿命化も図っていかなければいけないというふうにやっておりますんで、それらのほうはバランスを見ながら進めていきたいというふうに思っております。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 バランスを見ながらという中で、おそらく町長のほうは、いろんな公共事業に対する積立金というふうな部分を、ふるさと納税等もそちらのほうにつき込んでいるということだと思います。ですから、令和5年度で18億ぐらいの積立金があるかと思います。

片や、実質公債費率は下がってきてると、これは御努力の結晶だと思いますけども、10%から7%まで落ちているということですから、将来に対しては、ある程度この形で進めていけばよろしいのかなというふうな感じがありますので、先ほど申しましたように財政的に少し余裕があるのであれば、積極財政とまでは言いませんけども、必要なところにはぜひその辺を活用していただくというか、そういう事業をバックアップしてほしいというふうなことでお話をさせていただきました。

議 長 町長いいですか。

次に、質疑のある方。

府川輝夫議員。

8 番 府 川 2回目で恐縮です。先ほど一般会計の歳入歳出を御説明していただいた中で、どうしても歳出のところで、人件費の増というところがお話に理由として出てきております。これは人事院勧告で私たち議員も当然認めてさせていただいている中で、よい職員、人材と言うと失礼かもしれませんが、採用するに当たっても、あるいは1年ずつ経験をしていただいて町の中心の職員になっていただくにおいても、給与面がアップするというのは非常に必要なことでよいことだと。ただ、当然膨れ上がっていくというのが結果として出てくると思います。

そうした中で、例えば自治体DXというようなことの中で、DXを使うような事務の効率化、窓口収納だとかが次年度二つほど具体的に挙がっておりますけれども、例えば職員さんの結構時間がかかるのが、議会事務局もそうですけれども議事録の取りまとめとか、あるいは町長と語ろうのときにいろいろな方が意見を言われて、それをうまく取りまとめたりするのに非常に時間がかかるのではないかなと推測されます。そういうときに、今いろんな自治体で、正式名称分かりませんが、AIの議事録システムだとか、答弁のときもAIを使った、何ていうんですか回答書みたいな取りまとめ、いろいろなものをうまくAIを使う、DXを使うことによって、職員が本来できる仕事に集中して、雑務とは言いませんけれども後ろ向きの仕事というか取りまとめの時間のかかるような仕事が、そういったAI、DXを使うことによって効率的にいくのではないかなと。次年度は二つの窓口のものをやる。それ以降、来年度の予算を議論しなくちゃいけないんですけれども、将来にわたってそのようなことを考えられているのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議
町

長
長

町長。

おっしゃるように、私は、AIでほとんどできてしまうんじゃないかなというふうに思っております。しかし、やはりAIの技術はどんどんどんどん進化して、例えば我々のいろいろな、何ていうんですか、こういうところでやるようなこともAIでほとんどできてしまう、そういうようなことは、これから起こるだろうというふうに思っております。

その中で、それをどういうふうに使ってやるかということが、非常に格差が出ますので、自治体同士でも相当格差は出ますし、そういったところをどういうふうに調整するかというのが今現在、国のほうでもそういったようなデジタル人材を県のほうで集めていただくというような方向らしいですから、我々としては、県と調整しながら、できれば同じようなペースで各自治体が進んでいったほうが、もしかしてそういったような、どうしてもそんな、AIを使ったからうまくいくだけではないのに、失敗だって当然あるわけですから、そういったような事例が多くなってくることによって、さらにレベルが上がっていくのではないかなというふうに思ってますので、そういったこ

とを考えながら、ＡＩについては、我々が思っている以上に早く行くんだろ
うというふうに思っております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 一般的な状況はそうなのでしょうけども、町長として、この山北町の事務
を含めたＡＩ化をどのように進めていきたいか、そこだけちょっとお答え願
いたいと思います。

議 長 町長。

町 長 具体的にどの分野をＡＩのほうに進めていくかというのは、まだ私のほう
としては手探り状態でございます。簡単にできるＡＩもありますし、逆にな
かなか、皆さんといろいろなところと協議しないと単純にいけないところも
数あるというふうに思ってますんで、ＡＩの進め方については、ちょうど宿
題にさせていただけたらというふうに思っています。

議 長 ほかに質疑のある方。いらっしゃいませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、議案第22号は、予算特別委員会に付
託いたします。

日程第2、議案第23号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計予算
から日程第9、議案第30号 令和7年度山北町商品券特別会計予算を一括議
題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第23号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計予算。

令和7年度山北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるとこ
ろによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4,848万8,000円と
定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳
入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項

の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

続きまして、議案第24号 令和7年度山北町後期高齢者医療特別会計予算。

令和7年度山北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,788万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

続いて、議案第25号、令和7年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算。

令和7年度山北町の町設置型浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,138万円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

続きまして、議案第26号 令和7年度山北町山北財産区特別会計予算。

令和7年度山北町の山北財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ571万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

続きまして、議案第27号 令和7年度山北町共和財産区特別会計予算。

令和7年度山北町の共和財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,657万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

続きまして、議案第28号 令和7年度山北町三保財産区特別会計予算。

令和7年度山北町の三保財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ634万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

続いて、議案第29号 令和7年度山北町介護保険事業特別会計予算。

令和7年度山北町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億732万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

続いて、議案第30号 令和7年度山北町商品券特別会計予算。

令和7年度山北町の商品券特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ833万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第23号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

213ページ、214ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございますが、歳入は、1款国民健康保険税から6款諸収入まで13億4,848万8,000円で、前年度比5,323万6,000円、3.8%の減でございます。

歳出につきましては、1款総務費から7款予備費まで、歳入と同額でございます。

215ページ、216ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入の主なものでございますが、1款国民健康保険税は2億6,781万1,000円、前年度比1,935万6,000円、6.7%の減でございます。

3款県支出金は9億8,625万6,000円、前年度比4,033万3,000円、3.9%の減、4款繰入金は9,379万円、前年度比646万2,000円、7.4%の増でございます。

歳出の主なものは、2款保険給付費が9億6,286万3,000円、前年度比4,225万3,000円、4.2%の減、3款国民健康保険事業納付金は3億1,614万8,000円、前年度比2,889万6,000円、8.4%の減でございます。

217ページ、218ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税は、1節の医療給付費分現年課税分から6節の後期高齢者支援金滞納繰越分まで、2億6,781万1,000円、前年度比1,935万6,000円、6.7%の減でございます。

被保険者の加入状況につきましては、直近の令和7年1月月次賦課時点で1,417世帯2,113人で、前年度同月比、世帯数で73世帯の減、被保険者数で78人の減です。令和7年2月現在の全世帯数・総人口に占める割合は、世帯数では33.5%、人口では22.9%の加入となっております。国保税の歳入全体に占める割合は19.9%でございます。

2款1項1目の総務手数料は、保険税督促手数料収入1,000円でございます。督促手数料につきましては、令和5年度より廃止となっておりますので、項目出しの計上となります。

3款1項1目の保険給付費等交付金は、保険給付に要した費用を県が交付するもので、前年度比4,175万7,000円減の9億5,925万7,000円でございます。

2目の保険給付費等交付金（特別交付金）は、県が市町村の財政状況等に応じた交付を行うもので、前年度比142万4,000円増の2,699万9,000円でございます。

4款1項1目の一般会計繰入金につきましては、1節の職員給与費等繰入金は4名分の人件費で、2,896万1,000円でございます。

2節の出産育児一時金等繰入金につきましては、5名分の出産育児一時金を見込み、1名当たり50万円に対する3分の2の町の負担分で、166万7,000円でございます。

3節の保険基盤安定繰入金保険税軽減分繰入金は、一般被保険者に対する軽減額を県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、3,691万5,000円でございます。

219ページ、220ページをお開きください。

4節の保険基盤安定繰入金保険者支援分繰入金は、1人当たりの平均保険税額と軽減該当者数を基に算定し、国が2分の1、県と町が4分の1ずつ負担するもので、1,881万6,000円でございます。

5節の財政安定化支援事業繰入金は、被保険者に占める高齢者の割合に基づく一般会計からの法定繰入額で、565万3,000円でございます。

5款1項2目のその他繰越金につきましては、令和6年度決算に伴う繰越金の見込みで、42万6,000円でございます。

6款1項1目の被保険者延滞金につきましては、国保税の延滞金で、20万

円でございます。

2 項雑入及び 3 項指定公費負担医療立替交付金は項目出しでございます。

221 ページ、222 ページをお開きください。

歳出でございますが、1 款 1 項 1 目の一般管理費につきましては、職員 4 名分の人件費と国保の運営に必要な経費で、3,812 万 9,000 円でございます。

2 項 1 目の賦課徴収費につきましては、徴収に係る通信運搬費やコンビニ収納及び口座振替手数料で、119 万 9,000 円でございます。

3 項 1 目の運営協議会費につきましては、委員 6 名の報酬・旅費で、16 万 3,000 円でございます。

223 ページ、224 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目の一般被保険者療養給付費につきましては、給付実績から前年度比 3,306 万 8,000 円減の 8 億 2,355 万 5,000 円でございます。

3 目の一般被保険者療養費につきましては、はり、きゅう、マッサージ等の療養費で、前年度比 52 万 4,000 円減の 764 万 4,000 円でございます。

5 目審査支払手数料につきましては、国保連合会への審査支払手数料で、前年度比 19 万 2,000 円減の 232 万 8,000 円でございます。

2 項 1 目の一般被保険者高額療養費につきましては、給付実績から前年度比 797 万円減の 1 億 2,553 万 2,000 円でございます。

3 目の一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、前年度同額の 20 万円でございます。

3 項 1 目の一般被保険者移送費につきましては項目出しでございます。

225 ページ、226 ページをお開きください。

4 項 1 目の出産育児一時金につきましては 5 人分を見込み、1 人当たり 50 万円の支出で 250 万円でございます。

2 目の支払手数料につきましても、5 件分で 3,000 円でございます。

5 項 1 目の葬祭費につきましては、1 人当たり 5 万円、22 件分で 110 万円でございます。

3 款の国民健康保険事業費納付金は、市町村が負担する保険給付費を県が市町村に交付するための財源として、県が町から徴収するものでございます。総額 3 億 1,614 万 8,000 円で、前年度比 2,889 万 6,000 円の減でございます。

内訳といたしましては、1項1目の一般被保険者医療給付費分につきましては、前年度比2,040万5,000円減の2億1,802万7,000円でございます。

2項1目の一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、前年度比809万円減の7,690万7,000円でございます。

3項1目の介護納付金分につきましては、前年度比40万1,000円減の2,121万4,000円でございます。

227ページ、228ページをお開きください。

4款1項1目の特定健康診査等事業費につきましては、特定健診委託料が主なもので、特定健康診査は660人、特定保健指導は50人を見込み、904万7,000円でございます。

2項1目の保険事業費につきましては598万4,000円で、年2回の医療費通知及びジェネリック医薬品の差額通知、人間ドックの200件分の助成金です。また、糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託料は、健診の結果、将来透析となる可能性がある方に対し予防プログラムを実施するものです。

5款1項1目の広域化支援基金償還金につきましては、令和5年度に県より借り入れた2,000万円の3分の1を償還するもので、666万7,000円でございます。

229ページ、230ページをお開きください。

6款1項1目の一般被保険者保険税還付金につきましては、過年度分に対する還付金で、120万円でございます。

2項1目の指定公費負担医療立替金につきましては、これまでも実績はなく、廃目整理でございます。

7款予備費につきましては、歳入歳出調整により708万8,000円でございます。

231ページ、232ページをお開きください。

給与費明細書につきましては、特別職は国保運営協議会の委員6人、一般職は国保担当職員4名分です。

以降236ページまでにつきましては、後ほどお目通しください。

237ページ、238ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末におけ

る現在高の見込みに関する調書でございます。

前々年度末、令和５年度末の現在高は、令和５年度に借り入れた２,０００万円、前年度末、令和６年度末の現在高は、明日の補正予算で改めて御説明させていただきますが、令和６年度に５,０００万円を新たに借り入れることとしているため７,０００万円、当該年度中、令和７年度の増減見込みは、２,０００万円の３分の１の６６６万６,６６６円を償還し、令和７年度末現在の残高見込みは６,３３３万３,３３４円でございます。

下の令和７年度元金償還金一覧表につきましては、後ほどお目通しく下さい。

説明は、以上でございます。

引き続きまして、議案第２４号 令和７年度山北町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

２４０ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算でございますが、歳入は１款後期高齢者医療保険料から５款諸収入まで２億４,７８８万２,０００円で、前年度比１,１３４万８,０００円、４.８％の増でございます

歳出につきましては、１款総務費から４款予備費まで歳入と同額でございます。

２４１、２４２ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入の主なものでございますが、１款後期高齢者医療保険料が２億３８２万１,０００円、３款繰入金が３,７６２万７,０００円、５款諸収入が６４３万２,０００円でございます。

歳出の主なものでございますが、２款後期高齢者医療広域連合納付金が２億３,６９１万６,０００円でございます。なお、後期高齢者医療制度における保険料は２年ごとに見直しがされますが、令和７年度は２年目となり、保険料の改定はございません。

２４３ページ、２４４ページをお開きください。

１款１項１目の後期高齢者医療保険料につきましては、１節の現年度分は２億３３２万１,０００円です。保険料は令和７年度は令和６年度と同様、均等割額

4万5,900円、所得割率は10.08%です。被保険者数は2,242人で、前年度比67人の増です。

2節の滞納繰越分につきましては、前年度同額の50万円でございます。

2款1項1目の督促手数料1,000円につきましては、令和5年度より廃止されており、項目出しでございます。

3款1項1目の事務費繰入金につきましては、歳出の一般経費、徴収事業費等事務費を一般会計から繰り入れるもので、453万3,000円でございます。

2目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者等保険料軽減分を県が4分の3、町が4分の1の割合で負担し繰り入れるもので、3,309万4,000円でございます。

4款1項1目の繰越金及び5款1項1目の延滞金及び2目の過料につきましては、項目出しでございます。

5款2項1目の雑入につきましては、広域連合からの健康診査の受託収入で、572万9,000円でございます。

3項1目の保険料還付金は、歳出還付額に対する広域連合からの財源措置で、前年度同額の70万1,000円でございます。

245ページ、246ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、後期高齢者医療制度に係る事務経費や健康診査に係る委託料、神奈川県町村情報システム共同事業負担金で966万円でございます。

2項1目の徴収費につきましては、保険料決定通知等に係る通信運搬料や口座振替手数料で、50万8,000円でございます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料と保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するもので、2億3,691万6,000円でございます。なお、この納付金で歳出全体の95.6%を占めます。

247ページ、48ページをお開きください。

3款1項1目の保険料還付金につきましては、過年度分保険料に係る還付金及び加算金で、前年同額の70万1,000円でございます。

4款1項1目の予備費につきましては、歳入歳出調整により9万7,000円を計上するものでございます。

議 長
上 下 水 道 課 長

説明は以上でございます。

上下水道課長。

続きまして、議案第25号 令和7年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算について御説明いたします。

250ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金から4款繰越金まで、歳入合計1,138万円でございます。

歳出は、1款事業費と2款予備費で歳入と同額でございます。

続きまして、事項別明細書で説明いたしますので、253、254ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1款1項分担金の町設置型浄化槽分担金は、令和6年度より設置事業を中止したもので、分担金の項目を廃目整理するものです。

続きまして、2款1項1目浄化槽使用料は、本年度予算額528万円で、前年度同額でございます。使用料につきましては、現在使用している114基分の浄化槽の使用料で算定しております。

3款1項1目繰入金は、本年度予算額230万円で、前年度比213万円の増でございます。本年度より事業の収支が取れないため、一般会計から大幅な繰入れをするものとなります。

4款1項1目の繰越金は、本年度予算380万円で、前年度比595万1,000円の減でございます。

続きまして、255、256ページをお開きください。

歳出になります。

1款1目浄化槽整備費は、本年度予算額1,106万8,000円で、前年度比19万4,000円の減でございます。浄化槽事業管理費1,106万8,000円で、主な事業としましては需用費の修繕費で、経年劣化した浄化槽本体の修理やブローアの機械の修理にかかるものでございます。

役務費については、年1回法定で定めている浄化槽の検査料等で67万8,000円です。

委託料は、浄化槽の法廷点検を年3回、あと、年1回の浄化槽内の清掃を合わせまして760万円でございます。

2款1項1目予備費については、本年度予算額31万2,000円で、前年度比377万2,000円の減でございます。

説明は以上になります。

議 長

財務課長。

財 務 課 長

続きまして、議案第26号 令和7年度山北町山北財産区特別会計予算について御説明いたします。

本予算案につきましては、財産区管理会におきまして出席者全員賛成で承認されております。

予算書の258ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1款財産収入から3款諸収入までで、歳入総額を571万8,000円とするものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費から3款予備費まで、歳出総額571万8,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書で御説明いたします。

261ページ、262ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入につきましては、水源協定林等の土地貸付料11万8,000円でございます。

2目利子及び配当金は、債券及び定期の利息見込みで42万5,000円でございます。

2款繰越金につきましては、前年度繰越金30万円を計上いたしました。

3款諸収入、1項雑入、1目雑入につきましては、南足柄市外五ヶ市町組合等配分金のほか線下補償料で、487万5,000千円を計上いたしました。

263、264ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1款財産区費、1項財産区管理会費、1目一般管理費は、37万5,000円を計上いたしております。説明欄の財産区管理会運営事業は、委員報酬等の経費

を35万8,000円計上いたしました。一般経費は、南足柄市外五ヶ市町組合等負担金繰出金1万7,000円でございます。

2目財産管理費は、基金積立金を414万4,000円計上いたしました。

2款農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費につきましては、林業振興事業で造林地の巡視や南足柄市外五ヶ市町組合等配分金などを見込み、79万9,000円を計上いたしました。

265ページ、266ページをお願いいたします。

3款予備費につきましては、歳入歳出差引額40万円を計上するものでございます。

267ページをお願いいたします。

給与費明細書につきましては、委員7名の報酬の表となっておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第27号 令和7年度山北町共和財産区特別会計予算について御説明いたします。なお、本予算案につきましても、財産区管理会におきまして出席者全員の賛成を得ております。

予算書269ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1款財産収入から4款諸収入までで、歳入総額を7,657万2,000円とするものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費から3款予備費まで、歳出総額7,657万2,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書で御説明いたします。

272、273ページをお願いします。

2、歳入でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入につきましては、説明欄記載の土地貸付地代83万8,000円を計上いたしました。

2目利子及び配当金は、定期利息及び債券利金62万6,000円でございます。

2款繰入金、2項基金繰入金は、今年度において繰入れを行わないため、廃目整理といたしました。

3 款繰越金につきましては、前年度繰越金279万8,000円を計上いたしました。

4 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入につきましては、線下補償料等で7,231万円を見込みました。

続きまして、274ページ、275ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1 款財産区費、1 項財産区管理会費、1 目一般管理費につきましては、説明欄の財産区管理会運営事業で、財産区管理会を運営するための経費38万1,000円を計上し、一般経費では、昨年と同額の災害助成金100万円を計上しました。繰出金では、共和地区振興会への繰り出し301万1,000円、町道改良工事等繰出金284万3,000円などで、合計1,775万1,000円を計上いたしました。

2 目財産管理費は、財産取得及び管理等基金積立金に5,268万3,000円を計上するものです。

2 款農林水産業費、1 項林業費、1 目林業振興費につきましては、林業振興事業として、造林地の巡視及び調査立会謝礼27万4,000円など。

続きまして、276ページ、277ページをお願いいたします。

説明欄の使用料及び賃借料の土地借上料につきましては、苗畑の借上料19万6,000円でございます。

負担金補助及び交付金につきましては、共和の森づくり整備助成金として95万4,000円を計上いたしました。

3 款予備費につきましては、歳入歳出差引額300万円を計上してございます。

278ページをお願いいたします。

給与費明細書につきましては、こちらも委員7名分の報酬の表となっておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

共和財産区につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第28号 令和7年度山北町三保財産区特別会計予算について御説明いたします。なお、こちらの予算案につきましても、財産区管理会において出席者全員賛成の承認をいただいております。

280ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1 款財産収入から 3 款諸収入までで、歳入総額を634万5,000円とするものでございます。

歳出につきましては、1 款財産区費から 3 款予備費まで、歳入と同額634万5,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書で御説明をいたします。

283ページ、284ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入につきましては、説明欄記載の土地貸付地代477万7,000円を計上いたしました。

2 目利子及び配当金は、債券及び定期の利息として32万1,000円を計上いたしました。

2 款繰越金につきましては、前年度繰越金124万6,000円を計上いたしました。

3 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入につきましては、項目出しで、1,000円計上いたしました。

285、286ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1 款財産区費、1 項財産区管理会費、1 目一般管理費につきましては、財産区管理会運営事業として、財産区管理会を運営するための経費36万円を計上いたしました。

2 目財産管理費は、財産取得管理等基金積立金として420万円を計上しております。

2 款農林水産業費、1 項林業費、1 目林業振興費につきましては、林業振興事業として、造林地の巡視及び調査立会謝礼・森林整備業務委託料等を合わせて98万5,000円を計上いたしました。

287、288ページをお願いいたします。

3 款予備費につきましては、歳入歳出差引額80万円を計上するものでございます。

289ページをお願いいたします。

給与費明細書につきましては、こちらも委員 7 名の報酬の表となっております。

いますので、後ほど御確認をお願いいたします。

説明は以上です。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第29号 令和7年度山北町介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

291、292ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございますが、歳入につきましては、1款保険料から10款諸収入まで、歳入合計は13億732万3,000円、歳出につきましては、1款総務費から7款予備費まで歳入と同額、前年度比5,390万7,000円、4.3%の増でございます。

293ページ、294ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入の主なものといたしましては、1款保険料は2億9,296万円、前年度比5.0%の増、4款支払基金交付金は3億2,396万円、前年度比3.9%の増、5款国庫支出金は2億9,694万2,000円、前年度比4.0%の増、6款県支出金は1億8,052万2,000円、前年度比3.8%の増、8款繰入金は2億869万1,000円、前年度比4.6%の増でございます。

歳出の主なものといたしましては、2款保険給付費は11億6,078万円、前年度比3.7%の増、3款地域支援事業費は8,455万9,000円、前年度比9.5%の増でございます。

なお、2款保険給付費及び3款地域支援事業費で歳出全体の約95.3%を占めます。

295ページ、296ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の第1号被保険者保険料につきましては、1節の現年度分は65歳以上の被保険者3,995人分の保険料で、保険給付費と地域支援事業費の23%負担とされており、2億9,256万円でございます。

2節の滞納繰越分は、前年度同額の40万円でございます。

2款1項1目の地域支援事業負担金につきましては、1節の介護予防・日常生活支援総合事業負担金は、介護予防教室及び会食サービスの利用料で、49万6,000円でございます。

2節の任意事業負担金につきましては、配食サービスの利用料で、5,400食分、243万円でございます。

3款1項1目の督促手数料につきましては、令和5年度より廃止されており、項目出しです。

4款1項1目の介護給付費交付金につきましては、第2号被保険者の40歳から64歳までの方の負担分で、保険給付費の27%負担とされており、3億1,341万円でございます。

2目の地域支援事業交付金につきましては、総合事業費の27%で、1,055万円でございます。

5款1項1目の介護給付費負担金につきましては、国の負担分です。居宅給付費の20%、施設給付費の15%で、2億980万7,000円でございます。

2項1目の調整交付金につきましては、保険給付費及び総合事業費の5%見込みとし、5,999万2,000円でございます。

2目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、総合事業費の20%で781万5,000円でございます。

3目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、包括的支援事業・任意事業費の38.5%で、1,638万4,000円でございます。

8目の保険者機能強化推進交付金につきましては、介護保険事業における高齢者の自立支援・重度化防止に対する市町村の取組に応じて配分されるもので、令和6年度交付決定額と同額を見込み、102万8,000円でございます。

297ページ、298ページをお開きください。

9目の保険者努力支援交付金につきましては、介護保険事業における介護予防・健康づくりに資する市町村の取組に応じて配分されるもので、こちらでも令和6年度交付決定額と同額を見込み、191万6,000円でございます。

6款1項1目の介護給付費負担金につきましては、県の負担分です。居宅給付費の12.5%、施設給付費の17.5%で、1億6,744万6,000円でございます。

2項1目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、総合事業の12.5%で、488万4,000円でございます。

2目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、包括的支援事業・任意事業の19.25%で、819万2,000円でございます。

7 款 1 項 1 目の利子及び配当金につきましては、介護保険給付費基金積立金の利子配当で、37万3,000円でございます。

8 款 1 項 1 目の一般会計繰入金につきましては、町からの法定の繰入で、1 節の介護給付費繰入金は保険給付費の12.5%で、1 億4,000万円でございます。

2 節の地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、総合事業費の12.5%で、488万5,000円でございます。

3 節の地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、包括的支援事業・任意事業の19.25%で、819万3,000円でございます。

4 節の 1 号被保険者保険料負担軽減分繰入金は、介護保険料段階第 1 段階から第 3 段階までの低所得者層925人に対する軽減措置分を繰り入れるもので、826万円でございます。

5 節の職員給与費等繰入金は、介護保険担当職員 3 名分の人件費等の繰入で、2,066万9,000円でございます。

6 節の事務費繰入金は、一般管理費、認定調査費、認定審査会共同設置負担金等に係る介護保険事業を運営するための事務費の繰入で、2,668万4,000円でございます。

299ページ、300ページをお開きください。

9 款 1 項 1 目の繰越金につきましては、令和 6 年度予備費と同額とし、94万3,000円でございます。

10 款諸収入につきましては、全て項目出しでございます。

301ページ、302ページをお開きください。

次に、歳出でございますが、1 款 1 項 1 目の一般管理費につきましては、職員 3 名分の人件費と、介護保険事業の運営に必要な事務費で、2,861万6,000円でございます。

2 項 1 目の賦課徴収費につきましては、保険料リーフレットの印刷製本費や保険料決定通知等の通信運搬費などで、99万2,000円でございます。

303ページ、304ページをお開きください。

3 項 1 目の認定調査費につきましては、認定調査員の報酬や主治医意見書手数料などで、842万6,000円でございます。

2 目の認定審査会共同設置負担金につきましては、認定審査会の運営を行っております南足柄市への負担金で、924万5,000円でございます。

4 項 1 目の運営協議会費につきましては、委員 9 名分の報酬と旅費で、7 万4,000円でございます。

2 款 1 項 1 目の介護サービス等給付費につきましては、要介護 1 から要介護 5 までの方が対象のサービスで、10億8,569万円でございます。

305ページ、306ページをお開きください。

2 項 1 目の介護予防サービス等給付費につきましては、要支援 1、要支援 2 の方が対象のサービスで、2,375万円でございます。

3 項 1 目の審査支払手数料は、介護給付に係る国保連合会への審査支払手数料で、90万円でございます。

4 項 1 目の高額介護サービス費につきましては、自己負担額が基準額を超えた場合に償還払いをするもので、2,750万円でございます。

5 項 1 目の特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得者が施設入所やショートステイを利用した際の食費・居住費の自己負担額が上限を超えた場合に給付されるもので、1,904万円でございます。

307ページ、308ページをお開きください。

6 項 1 目の高額医療合算介護サービス費につきましては、医療と介護の自己負担分を合算し、基準額を超えた場合に償還払いを行うもので、390万円でございます。

3 款 1 項 1 目の介護予防・日常生活支援サービス事業費につきましては、要支援 1、2 の方と総合事業の方が利用する第 1 号訪問事業、第 1 号通所事業及び高額介護サービス相当事業で、2,578万円でございます。

2 目の介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、総合事業を利用される方のケアプランを地域包括支援センターが作成するもので、300万円でございます。

307ページ、308ページも併せてお開きください。

2 項 1 目の一般介護予防事業費につきましては、高齢者が要介護状態になることをできるだけ防ぐことを目的とした事業でございます。介護予防普及啓発事業につきましては、介護予防に係る外部講師への謝金 5 万6,000円です。

介護ボランティアポイント制度事業につきましては、65歳以上に係る登録者への謝礼等で25万5,000円、309ページ、310ページの通所型介護予防事業につきましては、介護予防教室の実施に係る委託料等で368万7,000円、会食サービス事業につきましては100万8,000円、会計年度任用職員経費につきましては、介護予防教室の看護師等の報酬に係る566万8,000円でございます。

3項1目の包括的支援事業費の地域包括支援センター運営事業につきましては、山北町社会福祉協議会への地域包括支援センター運営委託料及び運営協議会の委員報酬などで、3,047万1,000円でございます。地域包括支援センターの人員は、主任介護支援専門員1名、社会福祉士1名、保健師1名の正職員3名プラス臨時職員として福祉・介護系の資格を有する者が2名の5名体制です。

在宅医療・介護連携推進事業につきましては、足柄上地区1市5町により、在宅医療・介護連携に関する相談窓口となる足柄上地区在宅医療・介護連携支援センターを設置しているもので、運営は足柄上医師会、設置場所は県立足柄上病院内で、事業費の総額1,800万円のうち、65歳以上高齢者人口による案分で本町の負担分は203万1,000円でございます。なお、令和7年度より、委託料から負担金補助及び交付金に組替えをしております。

311ページ、312ページをお開きください。

生活支援体制整備事業につきましては、地域包括ケア実現のため、ボランティア、社会福祉法人、NPOなど多様な主体が生活支援サービスの提供を行い、また、高齢者自身も社会参加の中で担い手の一端を担うよう体制の整備を図るものです。協議体の委員報酬等で18万9,000円でございます。

認知症総合支援事業につきましては、社会福祉協議会へ委託し、地域包括支援センターにおいて保健師を中心とする認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の人に対して初期の段階から支援を包括的・集中的に行うとともに、認知症サポート医と連携し情報提供や相談等を行い、指導助言を受けるもので、委託料、報償費などで57万2,000円でございます。

地域ケア会議推進事業につきましては、リハビリ職も含めた多職種協働による個別事例の検討の積み重ねにより地域課題の抽出・把握を行うもので、51万円です。

認知症地域支援・ケア向上事業につきましては、社会全体で認知症の方々を支える体制づくりを推進するために取り組む事業で、認知症カフェ「ひだまりカフェ」を運営する助成金や講師への謝金、委託料で62万8,000円でございます。

会計年度任用職員経費につきましては、地域資源の開発や発掘、担い手の養成、地域ニーズと地域資源のマッチング、関係者のネットワークとなる協議体の運営等を行う生活支援コーディネーターの報酬等で387万7,000円でございます。

2目の任意事業費の成年後見制度利用支援事業につきましては、成年後見人への負担金補助及び交付金と新たな町長申立て1名分に係る経費を見込み、133万4,000円でございます。

313ページ、314ページをお開きください。

住宅改修理由書作成手数料支給事業につきましては、住宅改修のみを行い定期的な介護サービスを利用しない場合など、介護支援専門員がつかない場合に地域包括支援センター職員等が代わりに書類を作成する手数料で、2万円でございます。

地域自立生活支援事業につきましては、配食サービスの委託料5,400食分、469万8,000円でございます。

介護給付費適正化事業につきましては、より自立に即したケアプランとなるよう点検を委託にて行うもので、40万円でございます。なお、令和6年度まで実施しておりました介護給付費通知につきましては、利用したサービスや金額等を年4回、利用者へ通知するものでございましたが、実施が任意となったこともあり、県内全ての自治体の実施をしないことになりました。その結果、国保連が作成する1通当たりの手数料が相当高額となってしまったため、費用対効果に鑑み、令和7年度より実施しないことといたしました。

介護相談員事業につきましては、介護相談員が施設等を訪問し利用者と面談をする中で、利用者が日頃言い出せない思いを聞き出して施設側に伝えるなど、介護サービスの質を向上させるためのもので、報償費、研修旅費を合わせて25万8,000円でございます。

なお、令和6年度は認知症サポーター等養成事業において教材費として消

耗品費を計上してございましたが、地域包括支援センター保健師が兼務する認知症地域支援推進員が自前作成する教材を使用することとしたため、計上してございません。計上はいたしてございませんが、引き続きサポーター養成講座を受講済みの方へのステップアップ研修は実施してまいります。

4項1目の審査支払手数料につきましては、総合事業に係る審査支払手数料を国保連合会に支払うもので、9万円でございます。

4款保健福祉事業費につきましては、令和7年度から計上を見送りました。例年、高額介護サービス費貸付事業費として項目出しで2万円を計上していたものでございますが、これまでに一度も活用された実績がなく、また、貸付けに関する相談も皆無のため、計上を見送ることとさせていただきました。

5款1項1目介護保険給付費基金積立金につきましては、介護保険料を保険給付費や地域支援事業費に充当後の余剰分を将来の給付に備えて積み立てるもので、1,288万2,000円でございます。

315ページ、316ページをお開きください。

6款1項1目の第1号被保険者還付加算金につきましては、死亡・転出等により過誤納となった過年度分の介護保険料を還付するもの及び加算金で、80万1,000円でございます。

7款1項1目の予備費につきましては、歳入歳出の調整により94万8,000円を計上するものでございます。

317ページ、318ページをお開きください。

給与費明細書でございますが、その他の特別職は介護保険運営協議会の委員の報酬明細で、一般職は職員3名分の給与費の明細でございます。以降のページにつきましては、後ほどお目通しください。

説明は以上でございます。

議 長

商工観光課長。

商 工 観 光 課 長

続きまして、議案第30号 令和7年度山北町商品券特別会計予算について御説明いたします。

325ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算の歳入でございます。

歳入につきましては、1款財産収入と2款繰越金を合わせまして、歳入合

計833万3,000円を計上させていただいております。

次に、歳出でございます。

歳出につきましては、1款商品券受払費と2款予備費を合わせまして、歳入合計と同額の833万3,000円を計上させていただいております。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきますので、328、329ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入につきましては、1款1項1目物品売払収入につきましては、商品券の売払収入として、本年度の予算額は570万円で、前年度と同額でございます。

続いて、2款1項1目繰越金の本年度の予算額は263万3,000円で、前年度と比較いたしまして80万5,000円の減でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目の商品券売払費の本年度の予算額は600万3,000円で、前年度と比較いたしまして51万2,000円の減でございます。主なものといたしましては、10節需用費は、事務消耗品と商品券の印刷費用となります。12節委託料の1万3,000円につきましては、商品券管理データベースの変更委託料となります。22節償還金利子及び割引料は、商品券売払収入と同額の570万円を計上させていただいております。

続いて、2款1項1目の予備費の本年度の予算額は233万円で、前年度と比較をいたしまして29万3,000円の減でございます。

説明については以上でございます。

議

長

議案23号から議案30号までについて説明が終わりましたので、質疑に入りますが、質疑終了後、予算特別委員会に付託を提案しますので、本会議での質疑は、総括的、大綱的な質疑とさせていただきます。

それでは、議案番号順に行います。

初めに、議案第23号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

それでは、質疑がないので、議案第23号の質疑を終了いたします。

次に、議案第24号 令和7年度山北町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、議案第24号の質疑を終了いたします。

次に、議案第25号 令和7年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、議案第25号の質疑を終了いたします。

次に、議案第26号 令和7年度山北町山北財産区特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第26号の質疑を終了いたします。

次に、議案第27号 令和7年度山北町共和財産区特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第27号の質疑を終了いたします。

次に、議案第28号 令和7年度山北町三保財産区特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第28号の質疑を終了いたします。

次に、議案第29号 令和7年度山北町介護保険事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、議案第29号の質疑を終了いたします。

次に、議案第30号 令和7年度山北町商品券特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第30号の質疑を終了いたします。

議案第23号から議案第30号までは質疑が終了いたしましたので、先ほど設置されました予算特別委員会へ付託することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないと認め、議案第23号から議案第30号については、予算特別委員会へ付託し、審査することと決定いたしました。

ここで暫時休憩したいと思います。

		再開は14時40分、2時40分です。	(午後2時25分)
議	長	休憩前に引き続き、会議を開きます。	(午後2時40分)
		日程第10、議案第31号 令和7年度山北町水道事業会計予算を議題といたします。	
		提案者の説明を求めます。	
		町長。	
町	長	議案第31号 令和7年度山北町水道事業会計予算。	
		総則。	
		第1条、令和7年度山北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。	
		事業の予定量。	
		第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。	
		(1) 給水戸数4,376戸。	
		(2) 年間総給水量117万2,000立方。	
		(3) 1日平均給水量3,211立方。	
		(4) 主要な建設改良事業、配水設備工事1億1,508万7,000円。	
		収益的収入及び支出。	
		第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	
		収入。	
		第1款水道事業収益1億9,562万円。	
		第1項水道営業収益1億5,575万9,000円。	
		第2項水道営業外収益3,986万1,000円。	
		支出。	
		第1款水道事業費用1億9,562万円。	
		第1項水道営業費用1億8,917万9,000円。	
		第2項水道営業外費用532万9,000円。	
		第3項水道予備費111万2,000円。	
		資本的収入及び支出。	
		第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億254万2,000円は、当年度分消費	

税及び地方消費税の資本的収支調整額782万4,000円、建設改良積立金4,916万7,000円、当年度分損益勘定留保資金4,555万1,000円で補填するものとする。))

収入。

第1款資本的収入5,532万6,000円。

第1項負担金202万4,000円。

第2項補助金2,510万2,000円。

第3項企業債2,820万円。

支出。

第1款資本的支出1億5,786万8,000円。

第1項増設改良費1億2,000万7,000円。

第2項企業債償還金3,786万1,000円。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的。水道事業債。

限度額。2,820万円。

起債の方法。普通貸借又は証券発行。

利率。5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、3,000万円と定める

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用と営業外費用との間の流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費2,567万6,000円。

他会計からの補助金。

第9条、簡易水道整備事業のための一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,510万2,000円である。

棚卸資産の購入限度額。

第10条、棚卸資産の購入限度額は、15万7,000円と定める。

令和7年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

上下水道課長。

上 下 水 道 課 長

それでは、議案第31号 令和7年度山北町水道事業会計予算について御説明いたします。

初めに、実施計画の明細書で御説明いたしますので、19ページ、20ページをお開きください。

収益的収入でございます。

1 款水道事業収益、本年度1億9,562万円で、前年度比280万2,000円の減でございます。

1 項水道営業収益は、本年度1億5,575万9,000円で、前年度比268万5,000円の減でございます。

1 目給水収益は、1億5,525万円で、前年度比268万6,000円の減でございます。

なお、水道使用料につきましては、人口の減少と節水器具の普及により減少傾向にあることから、令和7年度は減額の計上としております。

2 目その他営業収益は、本年度50万9,000円、前年度比1,000円の増でございます。

10節の手数料は、指定給水装置工事の事業承認者証交付手数料24件、設計審査及び工事検査35件を見込んでおります。

20節他会計負担金34万6,000円は、一般会計より346基分の消火栓の維持管理費として繰り入れるものでございます。

2項水道営業外収益は、本年度3,986万1,000円で、前年度比11万7,000円の減となります。

2目受取利息、配当金は1,000円で、前年度同額でございます。

5目長期前受金戻入は3,986万円で、前年度比11万7,000円の減でございます。これは、減価償却のうち、国、県の補助金等を財源とした部分を収益したものでございます。

続きまして、21、22ページをお開きください。

収益的支出でございます。

1款水道事業費用、本年度1億9,562万円で、前年度比280万2,000円の減となります。

1項水道営業費用は、本年度1億8,917万9,000円で、前年度比310万6,000円の増でございます。

1目原水浄水費は、本年度2,747万2,000円で、前年度比225万2,000円の減となります。主なものとしましては、140節委託料108万8,000円は、上水道及び簡易水道など12か所の残留塩素の測定の委託などでございます。

180節修繕費400万円は、浄水場等の維持管理費でございます。

220節動力費1,720万円は、ポンプや施設の電気料金で、230節薬品費は243万2,000円は、次亜塩素ソーダなどの水道用の薬品代でございます。

240節受水費は、透間地区の給水を小山から受水しており、96万円を見込んでおります。

続きまして、23、24ページをお開きください。

2目の配水給水費は、本年度4,305万2,000円で、前年度比382万3,000円の増でございます。主なものとしましては、140節委託料2,584万円は、水質検査業務や施設の電気、機械器具の点検などの委託料です。

180節修繕費661万2,000円は、年間を通じて漏水修理に係る経費を計上しております。

190節工事請負費1,037万2,000円は、検定満期のメーター器1,068か所を交換する工事費や、浄水場などの草刈りなどでございます。

続きまして、25、26ページをお開きください。

3目の総係費は、本年度3,323万4,000円で、前年度比161万8,000円の減でございます。主な内訳としましては、10節報酬は、運営審議会10名分の報酬でございます。

20節給与費から45節法定福利費引当金繰入額は、職員2名分の給与を計上しております。

140節委託料340万8,000円は、主なものとしましては、企業会計のシステムの保守料、メーター検針員さんの委託料を計上しています。

続きまして、27、28ページをお開きください。

170節使用料及び賃借料241万円は、会計システム、積算システムなどの使用料になります。

4目減価償却費は、建物の配水管などの構築物、機械及び装置などの有形固定資産の減価償却費8,294万6,000円で、前年度比120万5,000円の増でございます。

続きまして、29、30ページをお開きください。

5目の資産減耗費247万5,000円は、令和7年度の交換予定のメーター器やポンプの更新などによる減価償却費でございます。

2項水道営業外費用、本年度532万9,000円で、前年度比480万2,000円の減でございます。

1目支払利息227万9,000円は、前年度比80万2,000円の減となっております。

2目の消費税につきましては、300万円で、前年度比400万円の減でございます。

なお、消費税につきましては、主に水道料金などの収入において預かる分と、工事などにおいて支払う分を相殺して納税を確定しており、本年度は工事費が増加することで、消費税は400万円の減額を見込んでおります。

3項水道予備費は、本年度111万2,000円で、前年度比110万6,000円の減でございます。

続きまして、31、32ページをお開きください。

資本的収入は、1款1項1目負担金は、加入負担金として、本年度9件分で202万4,000円を見込んでおります。前年度比39万1,000円の増でございます。

2目補助金は、一般会計から簡易水道整備のための2,510万2,000円の繰入れを行うものでございます。

3項企業債は、本年度よりポンプ設備などの更新工事量が増加するため、借入れを始めるものです。本年度予算額は2,820万円となります。

続きまして、34、35ページをお開きください。

資本的支出につきましては、1款資本的支出、本年度1億5,786万8,000円で、前年度比5,434万2,000円の増でございます。

1項増設改良費は、本年度1億2,000万7,000円で、前年度比5,441万円の増でございます。

1目配水設備工事費は1億1,508万7,000円で、更新工事の増加により前年度より大幅な増額になっております。また、令和6年度より、資本的支出に職員1名分の給与を計上しています。

20節給料費から45節法定福利費引当金繰入額までは、職員1名分の給与費になります。

140節委託料は2,894万1,000円で、令和6年度の前耕地送水ポンプ場基本計画を基に詳細計画を実施し、また、野背開戸・都夫良野地区を共和簡易水道の給水エリアから清水東部簡易水道の給水エリアに変更するためにポンプ場設備が必要となるので、用地の分筆業務を委託します。

190節工事請負費、構築物は2,778万6,000円で、令和5年度より実施している清水東部の配水管敷設工事と原耕地地区の敷設替え工事を実施します。

205節工事請負費、工事及び装置5,248万1,000円は、通信設備の更新及びポンプ設備の更新を行うものでございます。

35、36ページをお開きください。

3目固定資産購入費は、本年度492万円で、前年度170万5,000円の減でございます。これは8年に一度、計量法により交換が義務づけられているメーターの533個分の購入費用と、清水東部増圧ポンプの土地の購入費でございます。

2項企業債償還金につきましては、本年度3,786万1,000円で、前年度比6万8,000円の減でございます。

続きまして、37、38ページをお開きください。

企業債明細書でございます。

下段の一番下のところ、山北上水2,820万円は、本年度から新規の借入れ予定でございます。償還高の当年度残高と支払利息を合わせますと、4,013万8,812円で、右のページの未償還残高につきましては、1億977万9,786円でございます。

続きまして、39ページ、40ページをお開きください。

本予算書の注記でございます。ローマ数字のⅠの重要な会計方針から、40ページのⅣのリース契約により使用する固定資産まで記載のとおりになっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、前に戻っていただきまして、14ページをお開きください。

令和6年度当初予定損益計算書でございます。

1、営業収益は、給水収益その他営業収益を合わせまして、1億4,408万6,000円を見込んでおります。

2、営業費用は、1原水浄水費から5資産減耗費まで合わせまして、1億7,840万8,000円で、営業収益から営業費用を引きますと、営業利益はマイナスの3,432万2,000円でございます。

3、営業外収益は、1の受取利息及び配当金から3の雑収益まで合わせまして、3,998万円でございます。

4、営業外費用は、支払利息と雑支出合わせまして315万8,000円で、営業外収益から営業外費用を引きますと3,682万2,000円となり、経常利益は250万円でございます。したがって、当年度純利益は250万円となり、前年度繰越利益剰余金1,200万円、その他未処分利益剰余金変動額3,825万3,000円、当年度未処分利益剰余金は5,275万3,000円でございます。

続きまして、15、16ページをお開きください。

令和6年度当初予定貸借対照表の前年度分でございます。

まず、資産の部は、1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は、19億8,497万2,000円でございます。

続きまして、負債の部でございます。

3の固定負債から5の繰延収益を合わせた負債合計は、9億6,362万4,000円でございます。

続きまして、資本の部でございます。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は、10億2,134万8,000円で、負債資本合計は、19億8,497万2,000円でございます。

続きまして、17、18ページをお開きください。

令和7年度当初予定貸借対照表の本年度分でございます。

資産の部は、1の固定資産と2の流動資産を合わせ、資産合計は19億5,415万4,000円でございます。

続きまして、負債の部でございます。

3の固定負債から5の繰延収益を合わせた負債合計は、9億3,548万4,000円でございます。

資本の部でございます。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は10億1,867万円で、負債合計は19億5,415万4,000円でございます。

続きまして、6ページにお戻りください。

令和7年度の当初予算キャッシュ・フロー計算書でございます。これは、水道会計の1会計期間における資金の動きを活動区分別に示す計算書でございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に係る資金の状況を表しており、3,810万2,000円でございます。

2の投資の活動によるキャッシュ・フローは、企業債の償還金以外の資本的収支であり、マイナスの8,505万7,000円でございます。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、資本的収入及び支出の企業債に対応しており、マイナスの966万1,000円でございます。

資金増減額はマイナスの5,661万6,000円で、令和7年度期首残高は2億5,199万円となり、資金期末残高は、1億9,537万4,000円でございます。

続きまして、7ページから13ページは、給与費明細書でございます。

1の特別職につきましては、水道運営審議会10名分でございます。

2の企業債、職につきましては、職員3名分を計上しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第31号について質疑に入りますが、質疑終了後、予算特別委員会に付託を提案しますので、本会議での質疑は、総括的、大綱的な質疑とさせていただきます。それでは、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、議案第31号は、先ほど設置されました予算特別委員会へ付託することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないと認め、議案第31号は予算特別委員会へ付託し、審査することと決定いたしました。

日程第11、議案第32号 令和7年度山北町下水道事業会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第32号 令和7年度山北町下水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和7年度山北町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数3,100戸。

(2) 年間総汚水量181万2,900立方。

(3) 1日平均の汚水量4,967立方。

(4) 主要な建設改良事業。(ア) 管路建設改良費2,941万4,000円。(イ) 流域下水道建設費2,210万9,000円。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業費用中委託料1,287万5,000円の財源に充てるため、企業債

1,280万円を借り入れる。

収入。

第1款下水道事業収益3億8,340万4,000円。

第1項下水道営業収益2億5,217万2,000円。

第2項下水道営業外費用1億3,123万2,000円。

支出。

第1款下水道事業費用3億9,620万4,000円。

第1項下水道営業費用3億6,668万8,000円。

第2項下水道営業外費用2,799万7,000円。

第3項下水道予備費151万9,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,756万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額409万円、当年度分損益勘定留保資金9,347万5,000円で補填するものとする。）

収入。

第1款資本的収入1億3,486万円。

第1項企業債4,535万4,000円。

第2項他会計出資金8,297万7,000円。

第3項補助金586万円。

第4項負担金14万8,000円。

第5項その他資本的収入52万1,000円。

支出。

第1款資本的支出2億3,242万5,000円。

第1項建設改良費5,152万3,000円。

第2項企業債償還金1億8,090万2,000円。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的。公共下水道事業債2,355万4,000円、流域下水道事業債2,180万

円、公営企業会計適用債1,280万円、計5,815万4,000円。

限度額。2,355万4,000円。

起債の方法。普通貸借又は証券発行。

利率。5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができるものとする。

起債の目的を言いませんでした。流域下水道事業債、2,180万円。公営企業会計適用債、1,280万円。計、5,815万4,000円。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、3,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用と営業外費用との間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費。

他会計からの補助金。

第9条、事業運営及び建設改良事業のための一般会計からのこの会計へ補助を受ける金額は、1億4,500万円である。

令和7年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議

長

上下水道課長。

上 下 水 道 課 長

それでは、議案第32号 令和7年度山北町下水道事業会計予算について御説明いたします。

初めに、実施計画の明細書で御説明いたしますので、19、20ページをお開きください。

収益的収入でございます。

1 款下水道事業収益、本年度 3 億8,340万4,000円で、前年度比210万2,000円の減でございます。

下水道営業収益は、本年度 2 億5,217万2,000円で、前年度比430万9,000円の減でございます。

1 目下水道使用料は、本年度 1 億9,000万円で、前年度比518万円の減でございます。

下水道使用料につきましては、節水傾向であることから、令和7年度は減額計上いたしました。

3 目他会計補助金は、一般会計からの繰入金で6,202万3,000円で、前年度比109万2,000円の増でございます。

その他営業収益は、本年度14万9,000円で、前年度比22万1,000円の減でございます。

10節の手数料は、指定工事店の手数料が18件、責任技術者手数料が36件を見込んでおります。

2 項下水道営業外収益、本年度 1 億3,123万2,000円で、前年度比220万7,000円の増でございます。

1 目受取利息配当金は、預金リスクを1,000円を計上、2 目補助金200万円は、雨水管理方針策定のための国からの補助金になります。5 目長期前受金戻入 1 億2,923万1,000円は、前年度比20万6,000円の増でございます。これは減価償却費のうち、国、県の補助金等を財源として取得した部分を収益したものでございます。

続きまして、21、22ページをお開きください。

収益的支出でございます。

1 款下水道事業費用、本年度 3 億9,620万4,000円で、前年度比1,198万4,000円の増でございます。

下水道営業費用は、本年度3億6,668万8,000円で、前年度比1,503万9,000円の増でございます。

1目管渠費は、本年度1,023万3,000円で、前年度比359万5,000円の増でございます。

主なものとしましては、光熱費は、マンホールポンプの電気代。委託料は、各保守点検料と特定事業場の水質検査の委託料。賃借料は、各システムのリース代になっております。修繕費は、マンホールなどの修繕費が発生した場合を見込んでおります。管渠費の増額は、委託費の雨水管理方針策定の経費が要因となっております。

2目の総係費は、本年度3,099万5,000円で、前年度対比1,289万6,000円の増でございます。

主なものとしましては、給料から、23、24ページをお開きください、法定福利費引当金繰入額までは、職員2名分の給与費と下水道運営審議会委員の報酬です。

旅費から貸倒引当金繰入額は、例年どおりの経費を見込んでいますが、印刷製本費はマンホールカード印刷代、委託料は経営戦略策定業務の委託料、貸倒引当金繰入額は新たに計上しており、総係費の増額の要因となっております。

3目流域下水道維持管理費は、本年度9,605万円で、前年度比371万2,000円の減で、排水量の減少と電気料が落ち着いてきているのが要因です。

続きまして、25、26ページをお開きください。

4目減価償却費は2億2,928万円で、前年度比213万円の増でございます。

5目資産減耗費は13万円となります。

2項下水道営業外費用2,799万7,000円で、前年度比357万4,000円の減でございます。

1目支払利息及び企業債取扱諸費は1,794万7,000円で、起債利息の返済でございます。

2目消費税及び地方消費税は1,000万円でございます。

3目雑支出は5万円でございます。

4目下水道予備費は151万9,000円で、前年度比51万9,000円の増でございます。

ます。

続きまして、27、28ページをお開きください。

資本的収入になります。

1 款資本的収入は1 億3, 486万円で、前年度比1, 214万2, 000円の減でございます。

1 目企業債4, 535万4, 000円で、前年度比2, 014万6, 000円の減で、各事業債からの借入れを予定をしています。

2 項他会計出資金は8, 297万7, 000円で、前年度比807万1, 000円の増で、一般会計からの繰入れになります。

3 項補助金586万円で、前年度比27万5, 000円の減で、マンホール蓋の更新工事に伴う国からの補助金になります。

負担金14万8, 000円は、前年度比17万1, 000円の減で、受益者負担金 6 件を見込んでおります。

5 項その他資本的収入52万1, 000円は、広域水道企業団からの分担金でございます。

続きまして、29、30ページをお開きください。

資本的支出につきましては、1 款資本的支出、本年度 2 億3, 242万5, 000円で、前年度比1, 004万4, 000円の減でございます。

1 項建設改良費は、本年度5, 152万3, 000円で、前年度対比216万6, 000円の減でございます。

1 目管路建設改良費は2, 941万4, 000円で、公共ます整備工事、萩原マンホールポンプ更新工事、マンホール蓋更新工事などの工事費になります。

2 目流域下水道建設費2, 210万9, 000円は、酒匂川流域下水道建設負担金になります。

企業債償還金 1 億8, 090万2, 000円は、前年度比787万8, 000円の減で、各企業債への元金の償還金でございます。

続きまして、31から36ページは、企業債の明細書でございます。

35、36ページをお開きください。

償還高の当年度残高と支払利息を合わせますと 1 億9, 884万8, 564円で、右側のページの未償還残高につきましては、15億6, 216万6, 467円でございます。

続きまして、37、38ページをお開きください。

本予算書の注記でございます。

Iの重要な会計からIVのリース契約により使用する固定資産までは記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、14ページに戻っていただきまして、令和6年度当初予算予定損益計算書でございます。

1、営業収益は、下水道使用料からその他営業収益合わせまして2億3,870万3,000円を見込んでおります。

2、営業費用は、1の管渠費から5資産減耗費まで合わせまして3億4,118万7,400円で、営業収益から営業費用を差し引きますと、営業利益はマイナスの1億317万1,000円でございます。

3、営業外収益は、1の受取利息及び配当金から4の雑収益まで合わせまして1億2,907万1,000円でございます。

4、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費と雑支出を合わせまして2,587万1,000円で、営業外収益から営業外費用を差し引きますと、1億320万円となり、経常利益は2万9,000円でございます。

5、特別損失は、マイナスの128万5,000円でございます。

したがいまして、当年度純利益はマイナス125万6,000円となり、前年度繰越利益剰余金9,974万7,000円、その他未処分利益剰余金変動額がゼロ円、当年度未処分利益剰余金は9,849万1,000円でございます。

続きまして、15、16ページをお開きください。

令和6年度当初予算予定貸借対照表の前年度分でございます。

資産の部は、1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は、50億8,608万7,000円でございます。

続きまして、負債の部でございます。

3の固定負債から5の繰延収益を合わせた負債合計は、43億5,549万1,000円でございます。

続きまして、資本の部でございます。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は、7億3,059万6,000円で、負債資本合計は50億8,608万7,000円でございます。

続きまして、17、18ページをお開きください。

令和7年度当初予算予定貸借対照表の本年度分でございます。

まず資本の部、1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は48億9,835万円でございます。

続きまして、負債の部でございます。

3の固定負債から5の繰延収益まで合わせた負債合計は、40億9,806万6,000円でございます。

続きまして、資本の部でございます。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は、8億28万4,000円で、負債資本合計は48億9,835万円でございます。

続きまして、6、7ページにお戻りください。

令和6年度当初予算キャッシュ・フロー計算書でございます。

これは、下水道会計の1会計期間における資金の動きを活動区分別に示す計算書でございます。

それでは、1の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に係る資金の状況を表しており、8,948万7,000円でございます。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、企業債の償還金以外の資本的収支であり、マイナスの4,090万3,000円でございます。

3の財務会計によるキャッシュ・フローは、資本的支出の企業債償還金に對しており、マイナスの5,257万1,000円でございます。

資金増減額はマイナスの398万7,000円で、令和7年度資金期首残高は1,275万7,000円となり、資金期首残高は877万円でございます。

続きまして、8ページから13ページについては、給与費の明細書でございます。1の特別職は、下水道運営審議会の10名分で、2の企業職については職員2名分を計上しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上になります。

議

長

説明が終わりましたので、議案第32号について質疑に入りますが、質疑終了後、予算特別委員会に付託を提案しますので、本会議での質疑は、総括的、大綱的な質疑とさせていただきます。それでは、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

それでは、質疑がないので、議案第32号は、先ほど設置されました予算特別委員会へ付託することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないと認め、議案第32号は、予算特別委員会へ付託し、審査することと決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、散会いたします。お疲れさまでした。(午後 3 時25分)